

平成23年9月 8日開会

平成23年9月20日閉会

(定例第5回)

# 田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

# 目 次

第1号(9月8日)

告 示	1
招集議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局出席職員者職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	7
1 1 番 岡崎南海子議員	7
1 2 番 石田 修一議員	10
1 0 番 河内 賀寿議員	17
4 番 畠中 孝議員	20
6 番 国永美恵子議員	26
議案第37号	38
議案第38号	38
議案第39号	38
議案第40号	38
議案第41号	38
議案第42号	38
議案第43号	38
議案第44号	38
議案第45号	38
議案第46号	38
決算審査特別委員会設置	44
散 会	45
署 名	46

第2号(9月20日)

議事日程	47
本日の会議に付した事件	48
出席議員	48
欠席議員	49
事務局出席職員職氏名	49
説明のため出席した者の職氏名	49
開 会	49
会議録署名議員の指名	49
議案第37号	50
議案第38号	50
議案第39号	50
議案第40号	50
議案第41号	50
議案第42号	50
議案第43号	50
議案第44号	50
議案第45号	50
議案第46号	50
議案第47号	51
議員提出議案第1号	54
閉会中の継続調査について	55
議員派遣について	55
閉 会	55
署 名	56

田布施町告示第45号

平成23年第5回田布施町議会定例会を地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

平成23年8月24日

田布施町長 長信 正治

- 1 期 日 平成23年9月8日
- 2 場 所 田布施町議会議事堂

---

開会日に応招した議員

林山 健二議員  
藤山 巖議員  
向井 恒夫議員  
高川 喜彦議員  
木本 睦博議員  
岡崎南海子議員  
谷村 善彦議員

西本 敦夫議員  
畠中 孝議員  
国永美恵子議員  
清神 清議員  
河内 賀寿議員  
石田 修一議員

---

9月20日に応招した議員

なし

---

応招しなかった議員

なし

---

議事日程(第1号)

平成23年9月8日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 例月出納検査の報告
- 報告第5号
- 平成22年度基金運用状況の報告について
- 報告第6号
- 平成22年度決算に係る健全化判断比率の報告について
- 報告第7号
- 平成19年度、平成20年度及び平成21年度における健全化判断比率について
- 報告第8号
- 平成22年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告について
- 議員派遣
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第37号
- 専決処分の承認について(田布施町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第38号
- 専決処分の承認について(田布施町都市計画税の一部を改正する条例)
- 日程第7 議案第39号
- 平成22年度田布施町歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第40号
- 平成23年度田布施町一般会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第9 議案第41号
- 平成23年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第10 議案第42号
- 平成23年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第11 議案第43号
- 平成23年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第12 議案第44号
- 田布施町暴力団排除条例
- 日程第13 議案第45号
- 田布施町報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第46号
- 田布施町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告  
例月出納検査の報告  
報告第 5 号  
平成 2 2 年度基金運用状況の報告について  
報告第 6 号  
平成 2 2 年度決算に係る健全化判断比率の報告について  
報告第 7 号  
平成 1 9 年度、平成 2 0 年度及び平成 2 1 年度における健全化判断比率について  
報告第 8 号  
平成 2 2 年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告について  
議員派遣
- 日程第 4 一 般 質 問
- 日程第 5 議案第 3 7 号  
専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 議案第 3 8 号  
専決処分の承認について（田布施町都市計画税の一部を改正する条例）
- 日程第 7 議案第 3 9 号  
平成 2 2 年度田布施町歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 4 0 号  
平成 2 3 年度田布施町一般会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 9 議案第 4 1 号  
平成 2 3 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 1 0 議案第 4 2 号  
平成 2 3 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 1 1 議案第 4 3 号  
平成 2 3 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 1 2 議案第 4 4 号  
田布施町暴力団排除条例
- 日程第 1 3 議案第 4 5 号  
田布施町報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 4 6 号  
田布施町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

---

出席議員（12名）

1番	林山 健二議員	2番	西本 敦夫議員
3番	藤山 巖議員	4番	畠中 孝議員
5番	向井 恒夫議員	6番	国永美恵子議員
8番	清神 清議員	9番	木本 睦博議員
10番	河内 賀寿議員	11番	岡崎南海子議員
12番	石田 修一議員	13番	谷村 善彦議員

---

欠席議員

7番 高川 喜彦議員

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	中田 正美君	書記	棟安 泰弘君
		書記	岸井 孝之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	富田 辰也君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務課長	東 浩二君
企画財政課長	猪股 勝美君	税務課長	西本 浩二君
町民福祉課長	田縁 和明君	建設課長	川添 俊樹君
経済課長	落合 祥二君	健康保険課長	重森 陽君
学校教育課長補佐	水田 貴之君	社会教育課長	岡本 憲一君
会計室長	西本 重貴君	収納対策室長	藤井 正彦君
給食センター所長	中野 哲朗君	監査委員	今井 清弘君

午前 9 時 0 1 分開会

(ベル)

議長(谷村 善彦議員) ただいまから平成 2 3 年第 5 回田布施町議会定例会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

#### 日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長(谷村 善彦議員) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 0 条の規定により、木本睦博議員、河内賀寿議員を指名いたします。

#### 日程第 2 . 会期の決定

議長(谷村 善彦議員) 日程第 2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 2 0 日までの 1 3 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(谷村 善彦議員) 異議なしと認めます。したがって、会期は 9 月 2 0 日までの 1 3 日間に決定しました。

#### 日程第 3 . 諸般の報告

議長(谷村 善彦議員) 日程第 3、諸般の報告を行います。

本日は、例月出納検査の結果報告のため、今井代表監査委員に出席を求めています。

例月出納検査の報告を求めます。今井代表監査委員。

監査委員(今井 清弘君) おはようございます。監査報告、向井議員監査委員と実施いたしました監査等の結果について御報告申し上げます。

まず、最初に決算審査ですが、8 月 2 日より 1 2 日までの間で実施いたしました。その結果はお手元に配付しております報告書のとおりでございます。

次に、それぞれの月の例月出納検査ですが、平成 2 3 年 6 月、7 月及び 8 月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりでございます。現金出納簿歳入及び歳出計算書、収入通知書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ正確であると認めましたので御報告申し上げます。以上でございます。

議長(谷村 善彦議員) 次に、報告第 5 号平成 2 2 年度基金運用状況の報告についてから、報告第 8 号平成 2 2 年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告についてまで 4 件について報告を求めます。長信町長。

町長(長信 正治君) 本日は平成 2 2 年度一般会計等の歳入歳出決算並びに平成 2 3 年度一般会計等の補正予算、その他諸案件について御審議をお願いするためお集まりをいただきました。厚くお礼申し上げます。

それでは、まず報告第 5 号平成 2 2 年度基金運用状況からの御説明を申し上げます。

これは、特定目的のための定額資金運用基金である土地開発基金及び奨学基金の運用等について、先に監査委員の審査を受けましたので、地方自治法第 2 4 1 条第 5 項の規定により、その意見をつけて状況を報告するものであります。

まず、奨学基金については基金の貸付・償還状況に係るものですが、報告資料のとおり 1 名の貸付



が終了し、平成23年3月末で貸付者はありません。

土地開発基金については、基金による土地の売却に伴う土地の現金収支の状況であります。平成22年度において、町道定井手線の道路拡幅に伴い先行取得した土地45平米を売却しております。

次に、報告第6号の平成22年度決算に係る健全化判断比率について御説明申し上げます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定した財政指標につきましては、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員による審査と議会への報告が義務づけられております。監査委員の意見をつけて報告するものであります。

まず、実質赤字比率並びに連結赤字比率につきましては、本町の会計のうち赤字または資金不足となる会計がないことから、赤字比率は生じておりません。

実質公債比率は17.4%で、平成21年度決算数値の18.7%に比べ1.3%減少しました。これまで本町では、地方債制度のもとで地方債の発行に際して許可が必要となる基準である18%を超えていたため、平成23年度決算の算定でこれを下回ることを目標として取り組んできた結果、普通交付税の増額等もあり、1年早く達成することができました。

また、町債残高のほか、上水道事業や消防等の一部事務組合にかかわる負債、債務負担行為の残高等を含めて総合的に算定した、将来負担比率につきましては147.3%で、昨年度御報告しました21年度決算の172.6%に比べ25.3%減少しました。

報告第7号は、平成19年度、平成20年度及び平成21年度における健全化判断比率のうち、将来負担比率の数値を訂正するものであります。この将来負担比率の算定において地方債等の償還に充当することができる基金の残高につきましては、会計年度を超えて歳計現金に繰り入れて使用している場合は、当該額を控除することとなっております。しかしながら、本町の過去3カ年度の算定において、3月31日を超えて出納整理期間にかけての運用を会計年度内として取り扱っていたことから、国との協議により、このたび比率を訂正することとし、監査委員の意見書をつけて再度議会に御報告を申し上げます。

これにより、基金の残高が減少すると将来負担比率は上昇するため、お手元に配付したとおり、本町の将来負担比率は平成19年度は修正前が199.9%、修正後が213.6%で13.7%の増、平成20年度は修正前が181.7%、修正後が197.6%で15.9%の増、平成21年度は修正前が172.6%、修正後が187.0%で14.4%の増という数値になります。

しかしながら、いずれも早期健全化基準である350%を下回っており、先ほど報告しました将来負担比率の前年度との比較では、修正後の比率で比較しますと39.7%の減となります。

なお、平成22年度において会計年度を超えた基金の繰入運用はしておりません。会計年度を超えて短期資金を調達する場合、金融機関から一時借入をする場合は健全化判断比率には影響しませんが、反面、金融機関への利子支払いが発生いたします。今後につきましては、その時々健全化判断比率の状況と、金利動向等を十分に検討し対応してまいりたいと考えております。

次に、報告第8号の平成22年度決算にかかわる公営企業の資金不足比率につきましては、下水道事業が対象となりますが、決算で黒字となったことから資金不足の比率は生じておりません。

以上により、今回の算定で財政健全化法に規定されている早期健全化基準や財政再生基準となる比率をいずれも下回っており、なお、各比率の算定結果につきましては、近日中に町広報やホームページ等でお知らせをしたいと思いますと考えております。以上で報告を終わります。

議長（谷村 善彦議員） 次に議員派遣について報告をいたします。

6月定例会以降の議員派遣は1件で、お手元に配付した文書のとおりです。

また、地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職・氏名はお手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 一般質問

議長（谷村 善彦議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。岡崎南海子議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） では、岡崎南海子質問をさせていただきます。2問ありますが、両方とも町長に答弁をお願いします。最初が一括質問、一括答弁、2回目から1つずつ質疑・応答をお願いします。

1番、無料法律相談について。6月議会で拒否をされたが無料法律相談の開設を再び希望する。6月議会答弁では、国や県の機関がする無料法律相談を紹介すると回答があった。遠いところへ行けば交通費が必要、また仕事を休む必要がある。ハンディがある人には困難。

日本は法治国家で、法律で動いている社会、無料法律相談は必須。私人間だけでなく私人と公の争いも深刻である、例えば政治の場でも必要と思う。議会のことを相談したい議員もいるかと思う。

2番、町営住宅について。住むところがなくて困っている人が多い、けれど町は町営住宅を減らす方針のようである。格差社会で困窮者の苦しみは想像外である。町営住宅は福祉責任もある、勝ち組は負け組に下支えされている。お金がないで終わらないようにしてほしい。

住居整備と人口は関連している、前々議会で町政での創造性を町長は否定した。創造性には意欲や努力も伴うが、このように創造性なくして行政はできない。頭から否定する行政は町民への愛がない。町民は迷惑です。以上2問です。よろしくをお願いします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） お答えいたします。

まず、1点目は無料法律相談を開設してほしいとのことのお尋ねであります。先の6月定例会の一般質問でも同様の御質問がありました。

その際は、今のところ町民からの要望も聞いておらず、新たに開設する予定はないとお答えしましたが、その後、平成22年度歳入歳出決算審査で監査委員から無料法律相談は近隣市町等でも開設されており、住民サービスの格差をなくす意味から、何カ月かに一回でも無料法律相談の開設を検討してはとの意見がございました。

今回、岡崎議員からの再度の開設要望もいただきましたので、弁護士による無料法律相談開設のための条件整備について、近隣市町等の事例を参考に調査したいと考えております。

2点目は、町営住宅についてであります。

町営住宅の管理戸数は、現在12団地320戸であります。平成19年3月に策定した田布施町町営住宅ストック活用計画では、将来的に9団地250戸を管理目標としております。

計画の策定に際し、入居者に実施したアンケート調査では、町営住宅の建てかえについては、家賃が上がるのなら今までのままでよい、建てかえは希望しないとの回答を合わせると約5割が現状のままを希望され、また建てかえ住宅の形式について平屋建て高齢者向け住宅の希望が4割を占めておりました。これらの意見を参考に、町営住宅の現状、土地の状況、地域性などの要因や住宅に対する価値観の多様性、質の向上なども踏まえて計画を策定いたしましたが、今後の住宅環境や状況の変化などにより、計画を見直していくことも必要ではないかと考えておりますので、町営住宅に居住されている方々の状況等も勘案しながら、町営住宅の建てかえ、戸別改善、維持保全、用途廃止に当たる所存であります。以上です。

議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） 大変ありがとうございます。まず、1番の無料法律相談については、前回の6月議会のお願いとは変わって前向きな対応と感じています。どうぞよろしくをお願いします。

もう調べておられるとは思いますが、山口県内の無料法律相談の開設状況を見ますと、市という名前のところはどこもやっています、町という名前ところは、和木町は年2回しているだけ

で、町という名前のところはやっていません。でも、質問文にもありますように、法治国家、法に縛られて日々生活をしているわけですから、これは、優先順位は上だと思っておりますのでお願いしました。どうぞ予算もかかるでしょうけど、1日の弁護士さん2万5,000円ということですので、どうぞ、何とかよろしくをお願いします。1番はそれで結構です。

2番について、続けて質問させていただきます。ちょっとデータをいただきまして、アンケート結果を聞きましたけど、一つお聞きしたいことがあります。それは、いわゆる入居の競争率は、今現在どれぐらいでしょうか。くじ引きと思うんですけど、競争率はどれぐらいでしょうか。

議長（谷村 善彦議員） 川添課長。

建設課長（川添 俊樹君） 毎回状況によっても異なりますけれども、平均すると10倍前後の競争率、約でございますけれども。年3回募集しておりますが、その空き家の数がございまして、一律に倍率は反映しませんけれども、少ない状況であれば大体10倍を超える倍率になっております。

議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） 私が想像していた以上に競争が厳しいということがわかりました。この質問を出したのは、もう四六時中住居に困っているという相談が来るので、こういう質問を出したわけですね。

一つ前向きに検討して下さるような回答でしたので、とてもうれしく思いますけれども、一つ、これが盲点ではないかなと思うことがありますので、含んでおいていただきたいです。

よく70前ぐらいのひとり暮らしの方が町営住宅に入りたいと言って来られるわけです。まだお元気でですからパート勤めとかされているんですけど、高い家賃のアパートに入っていてとっても生活ができない、町営住宅、どんなふうでもいいから安いところに入りたいと相談に来られるわけです。

一つネックとしては、ひとり暮らしの人はとても入居が厳しいという条件があるようです。ある程度の年齢をクリアすればいいんですけど、基本的にひとり暮らしは入居が難しいという条件が一般的にみんなも理解しているようです。けれども、民間アパートは、それ以上に一人だけの入居者を嫌う傾向があるようです。町営住宅はもともと福祉的な意味があるのですから、町がつらくても負担があってもそれはしなくてはいけないものなんですね。民間アパートが一人の入居者を嫌がるということは、それを補完する仕事が町の町営住宅の役目があるわけですね。だから、国の縛りもあるでしょうけれども、その現状をよくとらえて、福祉的立場から柔軟な対応ができる範囲は、なるべく広く柔軟な対応をしてほしいと思います。

もう一つ、またお聞きしてみたいことですが、ちまたのうわさで町営住宅、公営住宅を全国的に減らす傾向があるのは、これは、10年ぐらい前の小泉首相の改革のときからの指令なのであるといううわさが流れているわけですが、さて、今この田布施町の町営住宅行政もその国の方針のままを今やっているのでしょうか、それとも、それとは自由な立場で考えて町営住宅政策をとっておられるのでしょうか、教えてください。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 小泉政権のことは、ちょっと私もその当時のことはわかりませんが、決してその当時の政策を継続してと、あるいはそれを参考にしてとかいうことはございません。平成19年に拡張計画のことを策定しましたから、それに基づいて現状は進めている状況でありますから、それ以降は、また見直しがあれば今後やっていかなければいけないというふうに思っております。

議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） それを聞いて大変安心をしました。町独自の目線で、国よりもすぐれた政治をしていただけたらと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。そして、これはさっきの答弁の内容で、ちょっとひっかかったことがあったのでお聞きしたいと思いますが、アンケートをとったところほぼ5割の人が安い家賃のほうがいいのか、建てかえたら家賃が高くなるから古くてもいいから、安い家賃のほうがいいですという希望を出していらっしゃるという答弁があ

りましたが、いいでしょうか。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） アンケートの結果は申し上げたとおりであります。

ですから、やはり入居されている方は家賃の安いほうがいいという方のほうが50%近くおられたということで御答弁させていただきました。建設課のほうでちゃんと調べておりますので、住宅担当のほうへ資料的なものが残っているかどうかは知りませんが、そういう状況で調べて御回答を申し上げたわけです。

議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） 町営住宅が福祉的なものであるという言葉は、私が町営住宅に入居者であったときに担当の人から説明を受けたので、この言葉には自信を持っているので、この質問に使わせていただきます。つまり建てかえたら家賃が高くなるんじゃないくて、建てかえても家賃は安いというのが福祉的な立場の町営住宅だと思います。いかがでしょうか。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） やはり町営住宅のちゃんとした法的なものがありまして、それに基づく状況があります。すべての方に高い家賃をお願いするわけではありません。どうしてもその関係の方には、やはり家賃に対しては十分便宜を図ってやっていけないといけないことだし、福祉の状況からいっても、住宅に困られる、あるいは実際には所得のない方等も含めて、その対応をしていかなければいけません。ただ、家賃については、基準に基づいて、やはりお願いしなければいけないということで、新しい住宅を、あるいは建て替えた費用等かかった場合は、国の基準に基づいてやっておりますので、そういうふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） ありがとうございます。1つ提案的なことを言わせていただいて、それについてのお考えを聞かせていただきたいです。

市営住宅をもっている市のほうでは、いわゆる町営住宅、市営住宅を民間委託する、家賃の補助を出すわけですね。民間のアパートを借り上げて、そのうちの家賃の半額を町が補助をするとか、そういう方法をとっているまちもあるようです。そのまちに聞けば、結果そのほうが安上がりだからという回答だからですね。そういう、新しい発想についてはどう思われますでしょうか。

議長（谷村 善彦議員） 建設課長。

建設課長（川添 俊樹君） 御指摘のようにそういう制度は制度としてあります。実際に検証はしておりませんが、言われるように効率がいいのであれば、今、お知らせになったそっちのほうはそういう認識だろうと思いますけども、町としては、その制度があるのであれば研究はしますけども、方向性は検証しながら決めていきますので、今、この時点でお答えはできませんけれども、研究はしてみたいと思います。

議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） とっても愛情ある答弁ありがとうございます。それでは、2番目の町営住宅の問題については、これから前向きに考えてくださるということでもいいでしょうか、確認をしたいのでお願いをします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 今お答えを申し上げたとおりでありますから、これに沿ってちゃんと対応をしていきたいというふうに思っております。

議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） 今日は1問目も2問目も、とてもいい町民へのプレゼントとなる回答をいただきまして、本当にありがとうございます。どうぞ、全力で皆さん力を合わせて、そのように幸せな方向になるように頑張ってください。どうもありがとうございます。よろしくお願

いします。岡崎南海子の質問を終わります。

議長（谷村 善彦議員） 以上で、岡崎南海子議員の一般質問を終わります。

議長（谷村 善彦議員） 次に、石田修一議員。

議員（12番 石田 修一議員） おはようございます。通告どおり3項目について一般質問をします。一問一答方式、答弁者は町長にお願いします。

第1は、上関原発の件で、6月議会で3名の議員が質問しましたが、再度、上関原発に対する町民を代表する町長に真意をお尋ねしたいと思います。

それから第2、第3の質問は今期よりスタートしました第5次総合計画に関するもので、前期5年間の基本計画、その中で、豊かで活力あるまちの重点施策、工業の振興、快適な生活環境のまちの重点施策、上水道の安定供給に関するもので、上水道の外郭について、地域活性化についての2点の質問をします。

まず、第1点でございますが、上関原発について。上関周辺の2市3町が電源立地対策交付金の申請をし、県が2月に交付金配分額を発表していることもあって、3月議会一般質問で原発の安全・安心について、町民によく説明、理解を求める努力をお願いしたところでありますが、その一般質問の2日後のことですが3月11日に東日本で大震災、そして福島原発事故が起きたわけでありまして。3月11日を境にして、原発の安全神話が根底から崩壊しました。現在もなお被害は拡大をし、農産物、海産物、酪農の被害も甚大で、今なおお息の見通しが立っていないのが実情であります。

その後、私も多方面からの情報を収集しているところでありますが、この8月28日の内閣府の有権者検討会で、南海トラフ沿いに発生する最大級の地震規模が想定され、起きれば被害は今の東日本をはるかにしのぐかもしれないと述べております。政府の地震調査委員会は、南海トラフを震源域とする地震のこれまでの想定を大幅に見直し、来春に長期評価を改定する方針というふうにあります。

また、別の日に、現在中国電力が低い原発依存であるが、最大電力は1,165万キロワット、予備力で170万キロワット持っており、関西電力に72万キロワット融通しても十分現状余力があるという記事もあります。いろいろ二、三あげて見ますと、新潟県の柏崎原発、安全評価後も知事は再稼働を認めず、その同じページには中電の社長が原発は悲願、理解を得る努力をしていると、こういう記事があります。財務的に福島原発の現状を考えると、ちょっと無神経な発言だなというふうに思えたわけでございます。南相馬原発交付金辞退、被災自治体立地計画と決裂、電源三法交付金の受け取りを今年度から辞退、また、これは福島の子供たち1,150人を対象に甲状腺の内部被曝検診、甲状腺被曝が子供の45%、子供たちの将来を考えると、これは大変なことだというふうに思っております。また、どこを信用していいのかというふうなことも記事に出ておるわけです。安全を守る国の機関である原子力安全・保安院までが電力会社となれ合いになっているというニュースが流れております。九州電力の玄海原発は、このさえたるものであります。そういうことから、今回町長に再度お尋ねをするわけですが、町長は6月議会の一般質問で、原子力発電所の立地は国策であり、地元の上関が判断されることと答弁されましたが、福島原発の現状を見ると、事故が起きた場合は上関も田布施町も同じ条件であります。町民の安全・安心のためにも田布施町長として、首代表としての姿勢をはっきり示されるべきだと考えております。町長の真意をお尋ねします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 上関原発についてのお答えを申し上げます。

去る3月11日に発生した東日本大震災から半年がたとうとしておりますが、議員御指摘のように被災地の方々の生活や農業、漁業、商工業などさまざまな産業に甚大な被害を及ぼし、加えて福島第一原子力発電所事故による被災地域復興はより困難な状況になっております。私は、これまで原子力発電所の立地は国のエネルギー政策によるものであり、国の責任により安全性と信頼性が確保されることが大前提であることと、また、上関原子力発電所の建設については、地元自治体である上関町の

方々の意向や判断を尊重するものであるとの基本的な考え方は今も変わるものではないかと考えています。

しかし、国として原発の再稼働や新規建設をどう判断していくのか、原発の安全性の基準はどのように変わるのかなど、福島第一原発の事故以来、国のエネルギー政策の方向性がますます混迷の度を深めているように感じております。私といたしましては、まず、国において新たなエネルギー政策について国民的な合意を得ながら、慎重かつ迅速に対処されるべきであると考えております。一方地元の上関町民が、今の時点でどのように原子力発電所建設をとらえておられるのか、近く町長選挙もございますので、一定の判断が下されるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、福島第一原発事故、深刻な状況が続く中、町民の安全を守る立場といたしましては、町議会が提出された意見書の趣旨を尊重し、国のエネルギー政策にかかわる安全管理体制の見直しや、情報公開による透明性の確保など、二度とあのような悲劇を繰り返さないよう国に求めていきたいというふうに思っており、より一層強くしていくところであります。以上であります。議長（谷村 善彦議員） 石田議員。

議員（12番 石田 修一議員） 今お答えいただきましたけど、世界の安全基準と日本の安全基準等に少し違いがあって、私疑問を持っておるんですが、これも7月30日の新聞記事ですが、大きな見出しで日本原発対策手つかず。経済産業省原子力安全・保安院は、原発と航空機墜落の可能性は極めて低いとして対策を講じていない。再処理工場の追突実験を、エンジンがかかった状態での墜落まではここで想定していないという、日本人も本当スマートな言葉を使うんですが、何かありますと想定していない、想定外であったということになってくるんじゃないかと思うんですが、まして、爆撃やミサイル攻撃などでの対策は手つかず、EU欧州連合、本年5月原発安全設計策ストレステストで航空機の直撃でテロ攻撃の結果を評価対象としましたが、日本の場合は、ストレステストにはそういうものは含まれていないということで、これは、米国は日本の侵略攻撃に備えた警備体制の甘さを現在指摘しておるわけでありまして。

福島では津波によって冷却機能を失いましたが、爆撃で爆発したような事態を引き起こすことは可能だと、これもアメリカは警告しております。そして、福島で不安要因の一つ、現在もお進められておりますが、核燃料貯蔵プールについても、米国は対策強化をずっと訴えてきております。

ということから考えますと、日本の原発は安全だと言っておりますが、このような面から見ると、全く安全管理ができていないと言えるのではないのでしょうか。電源立地交付金、これでまちづくりの腹案があるかと思いますが、町民の安全を考えたときに、勇気を持って方向転換すべきではないかと思えます。町長も多方面からの今、情報を集められておられると思えますが、しっかり情報を入手され、町の代表として間違いのない行動を取っていただきたいと願うものです。簡単で結構ですが一言御答弁願います。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 御指摘されたことを新聞等で拝見もしましたし、今、毎日のように新聞等、あるいは国の経産省大臣等からのいろんな発言が出ております。

もうこれからも毎日その辺は続いていくんだろうというふうに思いますが、国際的なことになりましたら、ミサイルとかそういう話になりますと、到底私どもでお答えする答弁にはなりません。ただ、国が最終的に判断してもらわないと、我々地方自治体を含め町としましても、あるいは多分そういう問題になりますと、各都道府県の知事さん等を含めて、大変な問題だということで研究され、一緒に行動をとっていかなくちゃいけない事態が来るだろうというふうに思いますが。

現段階におきましては、国が決定していない限り私どもも上関町長さんともしょっちゅうお会いしますが、そのやはり上関の関係と日本の関係というのは、やはりどちらも結論を出していただく限り、私どもがどうこうしなさいということは、ちょっと原発については申し上げられません。

ただ、先ほど以来から石田議員さんが言われるように、町民の安全を守るという意味、あるいは町民に不安を与えないという意味から言いましたら、これからは十分研究して取り組んでいかなくちゃい

けない大きな問題だろうというふうに思います。

先般、冗談でちょっと話したんですが、この上は飛行機の航路になっている。あの飛行機、万が一田布施のほうに落ちてきたらどうなるんだと。町長守れるかと言ったら、それは絶対そんなことは守れません。飛行機、通さないでくださいと言う以外ないな、というような感じすら、この間、冗談である人と話したことがあります。これも、余談の話になりましたが、私はいろんな面において、すべてにおいて田布施町の皆さんを思って布石になるというふうに紹介しておりますから、これからも一生懸命この原発、あるいはすべての災害に対して研究していくという気持ちであります。

以上であります。

議長（谷村 善彦議員） 石田議員。

議員（12番 石田 修一議員） この原発のことについては、また後の議員さんからの質問もありますので、次に進みます。

2番の上水道の改革について、第5次総合計画、この予定施策を実現するために前期5年間の基本計画が確定され、その基本目標の冒頭の中で、豊かで活力あるまちの重点施策、工業の振興、また快適な生活環境のまちの重点施策、上水道の安定供給等に関するところで質問させていただきます。

総合計画では、田布施町の人口は減少傾向にあるわけですが、さまざまな施策によってその抑制を図るとされております。人口減少の抑制には、公共料金の抑制と就業場所の確保が必要であります。しかし、この公共料金は上水道の料金は県内で一番高い水道料金です。さらに就業場所の確保では、田布施町では米出工業団地のYKKが昨年9月に撤退し、近隣町でも本年7月に有名メーカーが撤退しております。これらの原因の一つに、田布施・平生水道企業団の赤字経営が、さらに水道企業団の給水区域内では工業用水道がないために、県内で一番高い上水道を各企業は使用しなければならないのが現状であります。

田布施・平生水道企業団では、経営再建のために昨年11月に計画改革委員会を設置し、検討を重ね計画素案を策定しております。この計画素案では、このまま水道企業団の経営状態で続けば、平成26年度には健全化法に基づく資金不足が発生します。平成28年度には経営健全化基準である20%を超えることが予測されるわけでありまして、現状のままだと、この水道事業も危機的な状態になるわけでありまして、この危機的な状態を回避するにはどうするかということになれば、今でも高い水道料金の値上げをするか、田布施・平生両町から長期にわたる多額の補助金が必要となるわけでありまして、間接的には、これは町民に負担をかけるということになります。本来、水道企業団は地方公営企業でありまして、法令等に基づく一般会計の負担、補助金、出資金以外は独立採算が原則であります。経営が現在成り立っていないために、基準外の補助金を現在受けておるわけでありまして、

今、上水道についての現状・将来の問題点はだまかにどうか分けてございますが、私の資料に問題があれば、異論があれば答弁していただきたいし、補足説明があれば御答弁願いたい。また現在改革委員会で真剣に検討されているところでありますが、その後、改革委員会のほうで具体的な改革案が出ておれば、その点について御報告を願いたいと思います。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 2点目の田布施・平生水道企業団が経営再建に向けて、昨年11月経営改善委員会を設置、本年6月に経営計画素案を策定しています。その後の具体的な改革案等があれば示してほしいとのことですが、経営改革委員会の経営計画素案では改革案として3つの対策を掲げております。

まず1つ目は、経営安定施策として水道企業団の経営が安定化する間、経営を圧迫している柳井地域広域水道企業団への責任水量である受水費年間約2億4,000万円を田布施、平生両町から補助するというものです。しかしながら、長期間にわたり多額の補助をすることは、両町の財政を左右する問題であり、当企業団の保留財源を考慮しながら実施するとされています。

2つ目は、老朽不要施設の廃止で、将来の企業団経営を考慮して、老朽化した施設や不要な施設を

廃止しようとするものです。

3つ目としては、両町には工業用水道がないため、企業は高料金の上水道を利用しており、経営圧迫を否めない、そのため工業用水道の低廉化を早期に実現するよう検討するとしています。

次に、柳井地域広域水道企業団関係の改革として、2つ掲げられています。

1つは、受水費を削減するため、責任水量の受水単価の引き下げを検討するというものですが、他の構成団体との連携が必要不可欠となります。

2つ目は、将来的な取り組みとして他の構成団体と連携し、広域化を含め柳井地域の水道事業をどのようにすべきかを研究するというものです。経営計画素案の内容は以上であります。これ以降、改革委員会の開催はされておりませんので、その後の具体的な改革案の提示等はありません。なお、柳井地域の水道料金の安定を図るため、平成14年度から10年間の約束で山口県水道事業高料金対策補助金として財政支援を受けておりましたが、この補助金が平成23年度で終了するため、継続を求めて本年8月30日に柳井地域広域水道事業にかかわる水道料金の安定に関する要望書、構成市町の各首長連署の上、県知事及び県議会議長あてに提出しております。いずれにいたしましても、一部事務組合である当企業団の厳しい財政運営に変わりはありません。今後も経営改革委員会や各委員、議員各位の御意見を拝聴しながら、財政健全化に向けて努力してまいりたいというふうに思います。議長（谷村 善彦議員） 石田議員。

議員（12番 石田 修一議員） 今、御答弁いただきましたけども、この23年山口県高料金対策補助金が終わる年でありまして、今度、来年からどうなるか見通しが立っていない。柳井広域で県方面に働きかけておられるということでございます。もし、こういうふうなことが計画できないということになりますと、また一段と水道事業に問題が起きるわけでございます。

少し数字を見てみますと、先ほどの工業用水は全国的に見ても、水道料金は100円以下で料金の設定をされておるわけです。山口県でも安いところになりますと、周南市は4円から30円、山口県内でも田布施・平生水道企業団以外は100円から95円以下の水道料金です。両町は、先ほど言いましたように工業用水はなく、工業用水これを使わずに水道企業団の家庭用の上水、これと同じものを使っておるために、県内でも一番高い、今使っておるのは200円前後になっておるわけでありませぬ。

現在、企業は企業環境というものを非常に厳しく、生き残りをかけた戦いをしている企業は、そういう状況で頑張っておりますが、（ ）管内の企業は、よそが95円以下、田布施町も平生町も同じでございますが、倍以上の水道料金を払って、そういう大きなハンディを背負っての企業競争をしておるのが現状であります。

基本計画には、工業の振興、企業誘致これを推進しようと計画しておられますが、先ほどちょっと話に触れておられましたけど、早急に住工分離、これを実現して100円以下の企業向けの工業用水、これを配水、企業に配ることができるように、そうすることによって工業の振興も、企業誘致も具体化してくると、推進できるというふうに考えております。この住工分離、こういうことについて、町長今お考えはいかがでしょう。どういうお考えでしょうか。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 水道企業団会議のほうにおいても、この問題は再三話に出てまいりまして一生懸命努力している状況ではありますが、企業用の工業用の水と分離すること自体が河川の関係で給水している関係で、やっぱり県の段階で協議していかないといけないと。この辺も再三研究して話しております。

企業さんは企業さんで、河原から直接自分で給水したいと申し出をされたり、あるいは柳井の広域水道を柳井から直接引きたいというような話もされたりして、大変困られているということは今石田議員さんが言われたとおりであります。

何とかこの辺を解決したいということで、今、鋭意努力をしておりますが、この経緯につきまして



は、石田議員さんも御存じだろうと思います。田布施町と平生町につきましては水源を二つ持っているような厳しい現実にあると、そうかといって簡単に水源を片方は断れない。片方も廃止できなという非常に厳しい状況の中で、何とか利用料金を安くすることが、あるいは企業さんがちゃんと安い水で企業に使えるようにということを一生涯懸命研究しているのが、この改革委員会を含めて、それと同時に企業団の健全な運営ができるようにということで努力をしております。議員さんも水道企業団議員であります。これからもいろんな意味で御助言いただきながら、一緒になって解決させていただければというふうに思ひまして、質問のようにすぐその案がというふうなわけにはまいりませんので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（谷村 善彦議員） 石田議員。

議員（12番 石田 修一議員） この、先ほど言われました柳井広域水道、このメンバーは1市4町、正式には岩国が一部入るんですかね、2市になるんですかね。柳井市以外は水道事業に大きな問題を抱えております。特に、先ほど来話しましたように、田布施・平生町この水道事業は大きな赤字をだしても経営をしておるという問題があるわけです。また、原発の話もしましたけど、上関町も原発の推進ができなければ、水道事業の問題が大きくクローズアップされることは間違いないというふうに認識しております。そういうことでいけば、4町で自治体でよく話をされて、柳井市と交渉していく段階に来ておるのではないかというふうに思います。この点についてお伺いしたいのが一つ。

それから、柳井市は同じ柳井広域メンバーの中で、企業への追加は、先ほど田布施・平生管内これは200円前後というふうに申し上げましたけど、同じ広域の中で、柳井市は95円、工業用水は。

これはどういうことかと言うと、先ほど県の話が出ましたが、山口県の工業用水、即ち山口県企業局これを利用して設備し企業へ配水をしているわけでございます、それで95円。ということは、柳井広域には関係ないよと、これは県を利用して設備して、そして企業に配水しておるんだから、柳井広域のメンバーさん、うちは県とタイアップしてこれがやっておるんですよと。言ってみれば「ちゃっかり」しておると、だから柳井のほうとしては、もうこういうことを考えずにゆったり構えてもいいかもわからない。意地悪な考えかもわかりませんが、そういうふうに思うわけです。

そういうことになれば、今の柳井広域のメンバー4町が連携を取って、こういう問題を含めて事前に話をして、柳井広域の柳井市と積極的に話し合うと、そういうことが必要ではないかと思うんですが、その点についてどうぞお願いします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 田布施・平生水道企業団の関係でありますし、一生懸命柳井ともやっておりますし、協議をしております。

先ほど質問された中に、今、上関町が山口県で一番高い水道料金です。そして大島はこれも山口県で高いほうですが、これは大島町が簡易水道関係の関わりもありまして、町自体は年間5億何千万円という水道に係る予算を毎年出しております。

もう両町とも厳しいのは、我々田布施平生水道企業団と全く一緒であります。柳井市にそのことを再三話をしながら、できるだけ早く解決をしてほしいという広域誘致交付金の水道企業に対しては、統一をしてほしいという要望も引き続いて今、協議しております。ですから柳井市の地域広域水道事業に対しても、これからも引き続いてお願いをしっかりと進めていきたいというふうに思っています。

議長（谷村 善彦議員） 石田議員。

議員（12番 石田 修一議員） この水道改革については、最後の質問になりますが、これは提案も含めて申し上げます。

この、今年の4月に柳井地区広域行政連絡協議会、これが設置されたわけです。そういうことであれば、この協議会を大いに活用して4町としっかり連携をとって、積極的に取り組んでいく必要があるのではないかというふうに考えております。提案であります。私も町長がさっき言われましたように、今年からこういう問題点があるから手を挙げて水道議会のメンバーの一人にさせてもらったわ

けでございます。参加するようにしたわけでございますが、これは、私は水道議会だけで取り扱うような問題よりもまだ大きな問題というふうに位置づけをしております。だから、これは執行部と田布施町議会全体で議論を交わして、解決の道を早急に探していく、こういうことが必要ではないかというふうに思っております。例えば全員協議会に諮って、こういうことも解決までを、ただ意見だけというんじゃないくて、こういう提案はどうだろうか、そういう形で、かんかんがくがくの議論があってもいい、これは大きな問題というふうに位置づけておりますが、町長、このことについていかがでしょうか。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 御提案、御指摘ありがとうございます。大事な件であります。

町の執行部を含め、あるいは議会全員で問題は取り組んでいかなければいけないことでありますし、私自身が町長に最初になったときに、水道関係あるいは下水関係、特別会計これからも対応していかなければいけないと、そういうふうに思っております。これも今も引き続いて初心を忘れず、その問題に対して取り組んでいこうというふうに誓いますので、御提案、要望も含めて、それからまちや町民をあげて、いろいろ協議をしながらいききたいというふうに思っております。ありがとうございます。

議長（谷村 善彦議員） 石田議員。

議員（12番 石田 修一議員） 水道改革については、以上で質問を終わって、最後の質問になりますが、地域活性化の推進についてであります。

総合計画のはじめに、本町の将来像について、住みやすさ、これをさらに磨いていくために、新しい時代に対応したまちづくりの仕組みを整えていく、田布施町が抱える課題を整理する中で、町の将来像の実現に向けて諸事業を展開していくと書いてあります。ぜひ具体的に積極的に行動に移してほしいと思っております。

このたび町長をはじめ執行部の御努力によって、本年10月に高速インターネット、光フレッツ、これの開始が決定いたしました。地域活性化に明るい材料であります。こうした明るい材料をチャンスととらえ、さまざまな角度から本町の活性化を積極的に推進してほしいと、田布施町は中央南地区に大型店が進出し、商業の中心が駅前周辺から中央南地区に移ってきたが、このまま推移しますと駅前や新町商店街が衰退し、シャッター通りとなってしまいます。今でもJR田布施駅は利用客が多く人通りがあります。田布施農業高校と工業高校の統合で駅前周辺道路の整備も行われております。これは県の事業になるとのことですが、県と情報交換し、県の協力を得て田布施町の玄関である駅前の活性化はできないものでしょうか。

この点について、昭和50年前後を思い出していただきたいんですが、田布施町の中心は駅前周辺だけで、新町商店街もだんだん衰退しておりました。役場周辺を商業が中心となっている中央南地区の田んぼのど真ん中でありました。駅前の人通りを動かすために、対角線に今ありますピクロス周辺であります中堅スーパーを2社誘致し、テナントで周りの田んぼを埋めることで、町なかに人通りがたくさん見えるようになりました。そして、新しい橋がかかり、現在の大きな中心街へと発展した経緯があるわけでございます。情報では田布施工業高校の跡地が、来年、県によって競売されるという話がありますが、駅前の活性化の件と合わせて、町長はどのように対応をしようとしておられるのか、この点についてお答え願います。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 地域活性化について、駅前の活性化と田布施工業高校用地等にどのように対応するかのお尋ねですが。

まず、駅前周辺の整備についてですが、豆尾踏切北側の住宅開発に伴い、昨年度町道上定井手線の拡幅を行っております。また、豆尾踏切の改良については、踏切から駅までの町道駅南線を拡幅する必要のあることから、現在JR西日本等と協議を行っております。

御提言のように、中央南地区等への大型店の進出もあり、駅前や新町商店街は活気がなくなってお

り、町としても地域活性化のための課題の一つと受け止めておりますが、具体的な振興策が見当たらないのが現状であります。

次に、田布施工業高校用地について、来年度にも競売という話があるがとの御質問ですが、県教育委員会に確認しましたが、現に生徒が在籍している間はこうした話を出すことはないとのことでした。

県の未利用資産の処分の手続きは、まず県で利用計画があるときは当該部局に引き渡し、県での利用計画がないときは市町村等による公共用の利用計画があるときは、当該市町村等に譲渡の協議を行うとのことなり、県、市町村等いずれも利用がないときは、初めて競売等による売却が検討されることとなります。県での利用計画がない場合、来年度以降、県から本町へ譲渡等の協議があると考えます。現在、町として具体的な利用計画は持っておりませんが、さまざまな利用も考えられます。譲渡協議の際には、価格が一番の問題になると思いますので、具体的な上限提示があった時点で議会とも相談させていただき検討していきたいと考えております。以上であります。

議長（谷村 善彦議員） 石田議員。

議員（12番 石田 修一議員） 以前、この田布施工業高校が駅裏に移転するとき、あの跡地を役場にやったらどうかというふうな話が結構出ておりましたけれども、結論から言いますと、私は今、これからこういうふうに進んでおるといふ段階で、ああいうふうな高台に町民が行くというのは大変で、この件については、個人的には反対であります。

まあ、突飛的な提案のような格好になるかもわかりませんが、私はそれであるのなら、将来もし町に田布施工業高校の話があれば、田布施中学校、以前よりは生徒数も減少しております。中学校を工業高校の跡地へ転移する案はどうだろうかというのが、高台でもあるし、役場が移るといふのは問題がありますが、今度、中学校ということになれば、あそこは平坦地で役場が移転すれば、あそこに総合施設、例えば文化会館なり公民館なり、保健センターとかいろいろな総合施設ができるんじゃないかと、今、この9月は決算議会になりますけど、ここでも中学校の借地、これ1,000万円以上の毎年借地料を払っているわけで、こういったことから考えますと、経費の軽減にもつながるといふことというふうを考えております。こういうことが実現できるかどうか、本当非常に夢みたいなお話を私申し上げるんですが、そういうことでも可能になれば、まちづくりのバランス感覚も非常によくなってくるといふふうを考えております。それと、先ほど来申し上げました中心街の発展の経緯を話しますが、これ60年前後、これは執行部が強いリーダーシップをとり、商工会、町議会、ライオンズクラブ、そして町民を動かして、当時の山大の教授でありましたアベ教授の指導を受けまして、積極的に町主導で行動した、その結果がこういうふうな中心街の発展にとつながってきたというふうに私自身理解しております。ということは、やはり町主導で商工会、こういうふうな町議会、ライオンズクラブ、町民を動かすということによって、何らかの結果が出てくるんじゃないかというふうと考えております。

もう一度お答え願いたいんですが、3つですね、1つは駅前の活性化きっかけを言っていただきました。それと、中学校を工業高校へと役場の総合施設を今の中学校へという考え、これは本当に夢みたいなお話ですが、それと第4の3番目の強いリーダーシップこれを執行部のほうへもっていただいて、商工会も相当まちづくりのことについて、今真剣に動こうとしておるようでございますので、いいチャンスだと思いますので、こういう点も積極的に考えていただけたらいかがでしょうか。御答弁をお願いします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） まず、第1点目に例の駅前開発の件ですが、これは御答弁で申しましたように今すぐというのはありません。

御指摘いただきましたようにライオンズクラブや商工会と、これからしっかり協議をして、やはりまちの活性化のためには駅周辺の開発も大事なことだということやってまいりたいと、取り組みにはやはり町のリーダーシップが必要だということでもありますので、私のほうから実際に商工会に出向き、

あるいはライオンズクラブ関係者と話してしっかりと考えていこうということで、これからも取り組んでいきたいというふうに思います。

それと、工業高校の件ですが、これはちょっとまだ県のほうがどういう状況になるかわかりません。まだすぐという状況にはならないと思いますが、一応御提案等で聞かれたということで、お聞きした状況で判断という形にさせていただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（谷村 善彦議員） 石田議員。

議員（12番 石田 修一議員） るる申し上げましたが、以上で私の一般質問を終わります。

議長（谷村 善彦議員） 以上で、石田修一議員の一般質問を終わります。

.....  
議長（谷村 善彦議員） 暫時休憩いたします。開始は10時半に再開したいと思います。

午前10時20分休憩

.....  
午前10時30分再開

議長（谷村 善彦議員） それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、河内賀寿議員。

議員（10番 河内 賀寿議員） それでは質問いたします。質問方法は一問一答で、質問事項は台風接近による休校決定基準はということです。答弁者は教育長でお願いいたします。

7月19日、台風6号接近で県立高校は休校、町内小中学校は、麻里府小学校以外は登校、午前10時に下校ということがありました。安心・安全をスローガンとする町政です。大きい体の高校生がお休みで、小さい体の小中学生が登校というのは、単純に親子に不安を与えたと思います。具体的な例を一つ挙げれば、泊団地の真ん中の道のカーブミラーが夜の風で折れているのを横目に見ながら集団登校をしたことなどです。見ている親も子も、安心・安全の反対の不安と危険を感じながら、そばを通ったとのことでした。

これが根元から折れている場所の写真です。まあ、こういう感じです。当日は、折れた本体のカーブミラーが横にあったわけです。現在は土のうが上に置いてあり、まだ直されておりません。このほか各地でいろんなことがあったと思います。

また、高校がお休みということも、朝、多くの方は知っていました。給食の食材をできるだけ無駄にはいけないことなどや授業のスケジュールのことなど、いろんな要素を含めて考えられているとは思いますが。風や雨の強さも場所によっていろいろで、台風の進路予想も難しいです。今回は、まだひどくなりそうなので10時に下校させるという形でしたが、今後も同様のケースがあり得るのか、台風接近による休校基準をお答えください。よろしくをお願いします。

議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

教育長（尾崎 龍彦君） それでは、河内議員さんの御質問にお答えをします。

台風接近による臨時休業の決定基準は、どのようにしているのかという御質問でございますが、臨時休業の決定基準につきましては、学校教育施行規則第48条の非常変災等の臨時休業第1項に、「非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校については、この旨を教育委員会に報告しなければならない」とあり、台風災害が予想される場合も児童生徒の安全を確保するための措置として、校長が臨時休業措置を決定するものです。本来であれば、各校長の判断で臨時休業措置を決定し、小学校については、町教委に報告すればよいわけですが、本町の場合は、台風接近が明らかになった時点で小中学校の臨時校長会を教育委員会で主催して、台風の規模や進路分析等行いながら臨時休業の最終決定や保護者への周知等について話し合い、各小中学校が共同歩調で対応しておりますが、校区によって状況も異なることなどから、最終的には各校長の判断により決定するように申し合わせております。

さきの7月19日の台風6号への対応につきましては、これまで申し上げました台風の規模や進路、

到達時刻等から7月19日の午前10時に一斉下校等決めておりましたが、麻里府小地域の瀬戸内の海岸線は、早朝より思った以上の突風が吹いており、低学年児童の登校が危険と判断した麻里府小校長は、臨時休業の措置をとったものです。

なお、高等学校の臨時休業措置を取り上げられましたが、近隣の高等学校がどのような基準で台風に対する臨時休業措置をとられているのか、十分は把握しておりませんが、お聞きした範囲によりますと、多くが電車通学をしておりますために台風だけではなくて、大雨等電車が不通になると予想されるような電車等による通学等の勘案して臨時休業の措置がとっておられるようで、小中学校の措置とは多少ニュアンスが異なっている部分もあるようでございます。以上で終わらせていただきます。議長（谷村 善彦議員） 河内議員。

議員（10番 河内 賀寿議員） 今、高校の基準についても最後に触れられたんですけど、この、高校の教員をしょって方から聞いたのであれですけど、何か、一応マニュアルみたいなんがあるらしいんですね、本のような、なっちょるようなのが。それに書いてあるのはある。それに従って、で、割と早目に、日曜に、火曜日に19日として、日曜の段階でこうもうやめるとかというのは決まったとかいうのは聞いております。

で、そこの息子さんも小学校行きよってでしたので、お父さんお休みで子どもに行かずつうのは、何か、双方気まずいといいますが、ちょっと、そういう、いろいろ思いもあったというのを聞いております。そんなのもありますんで、いろんな例も、もちろんいっぱいあると思うんで、あれですけど、よく、この議会に出て思うんですが、国の方針に従ってとか県の方針に従ってという形で、こうスライドしてきて、こう、そのまま行政が行われるような話がよく答弁としてもよく聞くんですけど、高校がお休みなら普通に小中もお休みというような、普通に、そういう、物すごく単純に言えばそういう感じなんで、そういう感じというのはやっぱり難しいものではないでしょうか。

議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

教育長（尾崎 龍彦君） 7月19日の件に関して申し上げます、いろいろ情報を集めました、県下臨時休業にした学校は余り多くありませんでした。当日はもう、昼食の話もされましたが、給食は当然もうあの日は中止しておりました。だから、給食を食べなくてはいけないから学校へ来させたということはありません。あくまでも、子どもの安全を考えていくと、と同時に田布施町は、特に私は授業確保ということを非常に大切にしております。もう台風が来れば何でも休めばいいというような、それは一番楽な方法ですけど、授業時数の確保というのは大変な問題で、これだけ祭日があったり土日が休みであれば、非常に小学校高学年、中学校、特に新しい学習指導要領改訂になりまして、授業の確保というのは大変なものです。そういった中で、いい、いろんな行事等を残しながら授業を十分、ふえた授業をやっていくということは大変なことで、そういった面を考えると、安易にもう臨時休業、休校等をとってやるというのではなくて、やはり十分加味して、吟味しながら安心・安全を確保しつつ授業確保についても十分配慮しながらやっていくということがありますんで、今回の場合は、多少そういう面で朝から強い風が吹いておりましたので、いろいろ御心配もあったと思いますが、そういった面で二面性を持ってやっておりますんで、御理解をいただければというふうに思います。

議長（谷村 善彦議員） 河内議員。

議員（10番 河内 賀寿議員） 私もさっきの、最初の答弁で授業のスケジュールのことなど、いろんな要素を含めてとももちろん言いました。やはりそうだろうというのは、私もよくわかっております。現場の先生、本当に時間がもう凝縮されて大変、よく、非常によくわかっております。今、最近なんか、昔だったらすぐ帰りよった始業式とか終業式でも午後までされて時間を確保して授業に回されてとか、本当に現場の先生が、本当に一生懸命さはよくわかるんです、それは、ようわかる、わかっております。だから、まあ、やっぱり高校とは基準がそういう点では違うという感じの、単純に聞いた感じで言うとやっぱり高校のが割と安易にお休みになるなということ、まあ、やはり小中は厳しいという感じの今回の回答かなという、そういう、わかるんですよ、もちろん、風とか雨の状況見

での、本当にそれは特にそうだと思います。

それと、物すごく普通に疑問なん……、疑問というか、子どものときから思ってたんですけど、今回もなんですけど、大体帰すときに一番こう風とか雨が、まあ、進路も関係があったんですけど、今回も物すごく雨が厳しいときに帰してつうんがありまして、10時ごろ前後と昼くらい一番きつかったというのはあって、まあ、夕方まで本当だったらおらしたほうが逆に結構それたですから、全然よかったかもしれませんが、まあ、そういうのは判断難しいと思いますけど、そういうので父兄の皆さんも、最初に連絡ないので登校する、で、10時に連絡が、電話とかでもあって、もう、自分がもう職場とかにおって、なかなか、すぐ連れに行けるような状況じゃないときにされて、いろいろ大混乱だったと、いろんなところの人に聞きましたんで、そういう点の、まあ、いろいろ現在の職場事情とかそういう点も多少は考えていただけるといいんじゃないかと、そういう点で、今回みたいに本当にもうどんどん来よるつうんがわかってるときだったら、できたらお休みというのも十分いいんじゃないかな、まあ、10時までつうんで、ちょっと、中学生に聞いたら、大体行って、読書会をちょっとして、すぐ先生のお話があって、すぐ帰ったんですよつう話でしたですから、まあ、こういうのは、もう今回の件に関しては朝からお休みだったほうがよかったんじゃないかなつうんが多くの方の御意見でした。いろいろ、これからもケース・バイ・ケースで貴重なお時間を使うんで、本当に授業を優先というのもすごく安全をセットで考えてと、よくわかりますんで、いろいろ御考慮お願いしたいと思います。さっきの、ちょっと今、前後したんで、私も子供のときに、一番雨がきついときに台風のとき帰った経験があって、何で今帰るのかなつうのは確かにあったんですけど、今回もそういう感じだったと思うんですけど、あれは、どうですか、判断ですけど、一番きついときに帰るような気がするんです。今回もそうだったんですけど、ああいうのはどう思われ……、もちろん、もっとひどいと思うから帰してんとは思うんですけど、ちょっと不思議でならん、子供のころからあったんですけど、ちょっと、その点お願いします。

議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

教育長（尾崎 龍彦君） この、さっきの二、三日前の台風もそうですが、やはり台風は向かってきておりますけど、地域によって非常に格差があります。その7月の場合も麻里府のほうは大変ひどかったわけですが、恐らく風がほとんど吹かないというような、この役場の辺はほとんど吹いておりません。そういうことで、先ほど申し上げましたように、田布施町が割と狭い範囲の町ではありますが、そうはいってもかなり状況が違いますので、各校長には、「最終的には校長が判断しなさい」というふうに言っております。もちろん、それについて相談にも乗りますし、ただ、一定の基準はやはり台風情報、正確なそういった情報をもとに、あるいはレーダーから予測されるものをもとにやっておりますんで、多少の風の方向とか時間帯によって吹く吹かないというのがありますんで、ほとんど、議員さんもいろいろ子供のときに安全な配慮をなされたと思うんですが、なぜか1回か2回すごいひどいのがあって、それが非常に心に残って、いつも学校は大風のときに帰すというように思い……なんではないかなと思うんですけど、基本的にはやはり配慮しながら一番安全なときに帰すということですが、やはり地域によっては、あるいは帰りがけの道によっては非常に吹くこともありますんで、十分、そういったことは、これまでも配慮しておりますけど、そういう思いが大人になって子供にないように十分気をつけてまいりたいと思います。ありがとうございます。

議長（谷村 善彦議員） 河内議員。

議員（10番 河内 賀寿議員） お気持ち、よくわかりますので、これからもですね それと、大体、判断に関しては、もうやっぱり最初は校長判断ということでもよろしいですね。まあ、そういう、もちろん相談を皆さんで、電話なり何なりでされていますが、10時なんかのほうが全部一斉なのか、みんなで合わされちゃったんだと思いますが、これからも台風が来ると思いますんで、安心・安全をよく、もうスローガンでございますんで、よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

議長（谷村 善彦議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

議長（谷村 善彦議員） 次に、畠中 孝議員。

議員（4番 畠中 孝議員） それでは、通告に従い、私の一般質問を行います。

質問方式は一問一答でお願いいたします。本日は3件について質問を用意しております。1つ目は、津波対策についてお伺いいたします。答弁は長信町長にお願いします。

3.11東日本大震災では、千年に一度の巨大な津波に襲われ、東日本の太平洋岸一帯は甚大な被害に見舞われて、既に半年が過ぎようとしています。瓦れきの処理や復旧・復興が遅々として進まない状況にあります。被災地のある自治体では、数千億円をかけて築いた巨大な防波堤がもろくも崩れさり、その機能が果たされませんでした。まさしく津波の規模が想定外であったということでしょう。

先ほどの、石田議員の質問の中でも指摘はありましたが、近い将来、確実に発生すると考えられているのが東海・東南海・南海大地震で、いわゆる「三連動地震」と言われているものですが、その規模は数千年に一度の巨大なものである可能性が専門家から提唱されております。まさしく想定外だと思います。これは、ある調査によると、「30年以内に87%の確率で発生する」とあります。

また、三陸沖の大地震に誘発されて、もっと時期が早くなる可能性も指摘されております。このとき発生する津波が瀬戸内海では最大3メートルが予測されておりますが、しかし、最近、関西大学、京都大学、神戸市にある人と防災未来センターの研究では、大分県佐伯市で巨大津波の痕跡が見つかったことなどから南海地震の震源域を九州側に拡大、「これらの震源域による四連動地震を想定すると、現在の想定の子の20メートル以上の津波に襲われる可能性がある」とあります。これは、あくまでも太平洋に面した海岸線についてのものであり、瀬戸内海については別途研究の結果を待たないといけなると考えます。このことにより、予測される津波の高さを含め、津波対策を根本から見直さなければならないと考えます。

1点目は、麻郷地区、麻里府地区の海岸に隣接した地域の津波対策をどのように考えておられるか、お尋ねいたします。2点目は、本町では、洪水ハザードマップ、地震ハザードマップが作成されておりますが、同時に津波ハザードマップが必要と思われそうですが、いかがですか。3点目は、防災無線のデジタル化が進められていますが、現状はどうなっていますか。また、難聴地域への対策はいかがかお尋ねいたします。以上、よろしく申し上げます。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 畠中議員さんの御質問に対してお答え申し上げます。

津波対策についてお答えします。第1点目は、海岸に隣接した麻郷・麻里府地区の津波対策についてのお尋ねですが、国の中央防災会議の資料では、東南海・南海地震が同時に発生した場合、山口県の瀬戸内海岸では最大2メートルを超える津波が、地震発生後約90分で来襲するものと予想されています。こうした予想のほか、巨大津波の想定はされておらず、県及び町の地域防災計画の被害想定は最大2メートルの津波をもとに制作されています。しかしながら、3月の東日本大震災により、国の中央防災会議において地震・津波の被害想定の見直し作業が行われており、今年、秋ごろに新たな被害想定の基準が発表される予定となっております。町といたしましては、この国の被害想定をもとに県の地域防災計画との整合性をとりながら、地域防災計画の見直しを行ってまいります。

なお、本町では、地域防災計画の見直しとあわせて、津波・巨大地震への具体的な対応マニュアルを作成することとし、現在、その策定作業にとりかかっております。今後発表される国の被害想定の見直しまでの間は、暫定的なものになると考えております。

第2点目は、津波ハザードマップについてのお尋ねです。さきの質問でもお答えしましたが、瀬戸内海では巨大津波の発生は想定されておらず、現在山口県内で津波ハザードマップを作成している市町はなく、県も当面策定を進める予定はないと聞いております。また、本町では、高潮ハザードマッ

プの作成ができてないことから、山口県による平生湾高潮調査終了後に高潮ハザードマップの作成を予定しており、このマップを基本に津波対策に対応していくこととなります。

第3点目は、防災行政無線デジタル化についてのお尋ねであります。本町では、平成21年度に役場に設置している親局操作卓のデジタル対応へ昨年度に防災行政無線のデジタル電波試験を行い、デジタル波への移行準備を進めております。計画では、今後29カ所の既設の野外放送端末に加え、難聴地域の減少のため、新たに11カ所に増設する予定としております。事業費が1億8,000万円と見込まれていることから、更新時期増設箇所について議会にも御協議申し上げたいと考えております。以上です。

議長（谷村 善彦議員） 畠中議員。

議員（4番 畠中 孝議員） 国の想定が瀬戸内海においては最大2メートルと予測されているということで、それは確かに間違いございません。しかし、この3.11起きた東日本大震災では、ことごとく、その国の想定というものが甘かった、それをはるかに超えていたということが現実にあります。で、なかなか国が出している数値、データというものを超えて想像する、想定するというのは、非常に困難なことも現実としてあるわけですが、例えば瀬戸内海で2メートルとか3メートルということで考えた場合に、平均的にそのレベルの大きさで来るとしても、地理的に、特に別府の漁港あたりから平生湾にかけて急激に地形が狭まっており、ここに入ってくる津波というのは、数値の倍またはそれ以上の高さになってくる可能性が考えられるわけです。これは、やはり想像力の問題でありまして、今まで、過去に起こってないから起きないんだという、そういう考えは、やはりこの際改めていかなければならないというのが、もう専門家の間でもかなり認識されてきておるわけでして、2メートル・3メートルでも別府から麻里府地区というのは、かなりの水害が予測されるわけで、実際には、もっと、それ以上のものが来る可能性が想像される気がいたします。ですから、やはり今すぐそれに対して何をするか、高い防波堤をつくるかというのは、これは大変難しいことではありますが、まず避難訓練、避難場所の確保、そういったものは行政として早急に、速やかに取り組んでいかなきゃならないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 御指摘のとおりでありまして、先般、議員さんにもお渡ししたかと思いますが、田布施町の地盤の高さというか、そういう形の図面等を建設課のほうで早急に作成してくれまして、参考としてお渡しとしたいと思います。やはり、そこに住んでる住民の皆さんが、自分のところが海拔何ぼかわからないで、おられるのも不安の材料だろうし、いざちゅうときにどこに一番行けば、海拔の高さの何メートルまで上がってるというのも大事だろうということで、早急に建設課がつくってくれたわけですが、今、御指摘されたように、将来に向けては避難場所設定、避難訓練、そういったのも十分考えていかなきゃいけないと思いますし、この後、またそういった質問等もあるんですが、何らかの形をとりながら、町民皆さんの災害に対する避難訓練、避難の状況、その辺をしっかりと今後研究していかなきゃいけないということでもあります。御指摘のとおりであります。

議長（谷村 善彦議員） 畠中議員。

議員（4番 畠中 孝議員） 町長の答弁に、「この秋、新たな国からの想定に基づく対策ができるので、それに対して対応マニュアルを今作成中である」ということでございますが、それは一応予定としてはいつごろできるようになってますか。

議長（谷村 善彦議員） 東課長。

総務課長（東 浩二君） 町長のほうから答弁申し上げましたように、秋に想定の見直しが行われます。県でも今年度中には、そうした、これまでの想定がどうなのかという、もう1回チェックを行うということでございますので、基本的な、今2メートルで大体90分かかるという想定がやっぱり何種類か分かれて、やっぱりこういったものもあるし、こういったものもあるというふうに具体的に分かれてきますと、それに対応して本町の計画なり、細かい避難訓練なりできるとは思います。今は



本当に大ざっぱに2メートルで、90分ぐらいかかるけゆっくり逃げたらいいんじゃないかというふうな県のまた考え方もございますので、その辺が変わってくるという県のほうの考え方でございますので、それに即応してできるだけ早目にやりたいと思います。

で、ハザードマップのほうは、先ほど町長が申し上げましたように、まず平生湾の潮高の調査、データができて来年度ぐらいにということになります。その辺までの暫定的なものもございまして、この10月の終わりから11月にかけて、各地域の自治会長さんと昨年から始めました意見交換会を行いますので、麻里府と麻郷地域につきましては、具体的に、とりあえず避難場所として今想定されてるものをどういうふうに見直すのかというのはお話を、まとまり次第、具体的にすぐ対応できるようなマニュアルを、暫定的なものではございますが、県のを待っておりますと、もう来年以降になってくるということも考えられますので、当面、見直しの基準が反映されるように、早急に対応をしたいと思っております。

議長（谷村 善彦議員） 畠中議員。

議員（4番 畠中 孝議員） 大体わかりました。それで、3点目の防災関係で新たに12箇所をつくるということですが、それは、いつごろ大体完成する予定ですか。

議長（谷村 善彦議員） 東課長。

総務課長（東 浩二君） デジタル化への移行でございますが、電波を出します、役場にある親機のほうは更新を終えておりますので、発信はできるわけでございますが、各地域に現在29カ所立っておりますバンザーマストを立てて、スピーカーを（ ）させております、その基礎の施設をデジタル化に変えていくということにあわせて、もう11ぐらい増やして40カ所で放送してはという、試験電波を流した関係でそういった数値が出てきておりますが、先ほど町長が申し上げましたように、一応1億8,000万円という、事業費がかなり膨らんでいきますので、やはり年次的にデジタル化の対応を当然としてはいかなければいけませんので、全体の今40ぐらいあれば聞こえないところも大分なくなるという数字が、いつごろ解消できるかというのはわかりませんが、まだ、デジタル化への子機の具体的な対応をいつからとるというものも、まだ財政計画上、近々のうちにとはなっておりますが、具体的に来年、再来年ということはまだ入っておりませんので、今後調整をして事業計画を立てていきたいと思っております。

議長（谷村 善彦議員） 畠中議員。

議員（4番 畠中 孝議員） 11カ所の箇所というのは、具体的にどこの区かちゅうのを教えてもらえませんか。

議長（谷村 善彦議員） 東課長。

総務課長（東 浩二君） 試験上のことでございますので、「ここに立てる」と申しますと、そのまだ確定したものではありませんので、今、その29カ所で抜けておって、かなりの集落があるところを一応入れるという前提でやっております。ですから、余り近くにつけてもハウリングをして大変なことになりますので、その辺の試験の結果を見ながら11ぐらいは増やせるんじゃないかということですが、実際にそれだけ増やしますと、かなり風向きによってはワンワン言って聞こえないということも考えられますので、また、それは調査をしていきたいと思っております。

議長（谷村 善彦議員） 畠中議員。

議員（4番 畠中 孝議員） わかりました。しっかり対応をやっていただきたいと思っております。

では、2つ目の質問に移ります。2つ目は、公共下水道事業についてお伺いします。答弁は長信町長にお願いいたします。

第5次総合計画の中で、「田布施町污水处理構想について、平成22年度に見直しを行った」とあります。その結果は、普及率が実績では平成19年度は32.9%、平成21年度は37.8%とあり、計画では、平成27年度に41.4%となっています。この計画によると、1年ごとの進捗率は約0.6%となります。ちなみに、隣の平生町では、平成21年度は64.2%であり、平成24年度の

目標値は67%となっています。また、周防大島町では、平成21年度は54.6%であり、平成27年度の目標値は61.6%となっています。

質問の1点目は、本町の普及率が平生町の平成21年度の64.2%に達するには、あと42年かかる計算になりますが、本町においては、なぜこれだけおけているのか、その理由を説明してください。この、今、平生町の64.2%という数値は、後日の調べでは、実際は漁業関係のものが中に含まれているということで、本町との単純数値の比較ではその数値よりも9%ぐらい下がる、55%前後の数値のようであるということがわかりましたので、若干私の、先ほど言った、年数というのは変わってくるものと思います。

2点目は、最近、集中豪雨やゲリラ豪雨といった、激しい雨量で排水機能が間に合わず、全国各地で被害が増加しております。本町では、田布施川・灸川洪水ハザードマップが作成されておりますが、雨水への排水能力が不足をしている現状があります。ちなみに、柳井市では最近約16億円を投じて排水ポンプを増設し、市中心部の排水機能が大幅に改善されたそうです。本町では、その対策に力を注ぐ必要性から、公共下水道事業が今後遅延することが懸念されます。その点で、総合計画の中身を見直す必要はないのか、また、もっと普及率を上げる考えはないのか、お尋ねします。

3点目は、現在、麻郷小学校の校舎の建築が行われております。その下水管の設置に伴い、助政地区の一部に下水管接続の話があったように聞いておりますが、そのあたりの状況を説明してください。

以上、よろしく申し上げます。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） それでは、2点目についてお答え申し上げます。

公共下水道事業について、まず、普及率が平生町と比較してなぜ遅れているのかという御質問であります。田布施川流域公共下水道事業は、平成3年より山口県が処理場及び幹線環境を整備し、田布施町と平生町が末端環境を整備する流域関連公共下水道として始まり、両町の事業費や整備面積はおおむね横並びで推移しております。平成22年度末における両町の整備状況を比較しますと、田布施町の公共下水道普及率は39.4%の6,445人、水洗化率は92.3%の5,948人となっております。

一方、平生町の公共下水道普及率は55.3%の7,202人、水洗化率は84.6%の6,096人となっております。水洗化人口で約150人、普及及び人口では約800人下回っております。御指摘の平生町の普及率64.2%というのは、先ほど御質問で訂正されましたが、漁業集落排水事業での整備を含んでいる数字と思われるのですが、いずれにせよ普及率を比較した場合には差が生じております。その主な要因としては、両町では市街地の形成状況が異なり、市街地を比較した場合に、コンパクトにまとまっている、家屋が集中している平生町のほうが、現時点までは有効的な整備が可能であったと考えられます。

次に、雨水整備事業開始に伴う汚水整備事業への影響についての御指摘ですが、今後、雨水整備工事も計画されており、雨水整備と汚水整備を限られた予算の中で並行して事業を推進していくこととなります。できるだけ、汚水整備事業への影響が少なくなるような予算処置や家屋の集中している効率的な箇所を整備することなど、手法により第5次田布施町総合計画に掲げている目標を下回らないよう汚水処理計画を進めてまいります。また、合併浄化槽整備との関連も図りながら、より効果的に地域の生活環境の早期改善を推進してまいりたいと考えております。

次に、麻郷小学校の建設に伴う助政地区の公共下水道接続の件についてですが、麻郷小学校改築工事に伴い、汚水を公共下水道に接続することとなり、平成22年度において、町道助政線に管渠整備工事を実施いたしました。この工事に際し、町道沿線沿いの住民を対象として、公共下水道工事の説明と公共下水道への接続意思を確認し、接続工事を実施いたしました。本来であれば、この地域は公共下水道の認可区域外であるため接続工事はいりませんが、将来に再度公共事業下水道への接続工事をすれば事業効率が悪いこと、今回の工事により効率的に排水人口をふやせることなどを考慮し、助

政地区の対象者に対して接続工事を実施いたしました。以上でございます。

議長（谷村 善彦議員） 畠中議員。

議員（4番 畠中 孝議員） 今の説明で、なぜ平生と開きがあるかということの理由がよくわかりました。で、助政地区の最近行われた工事の件でございますが、この地域一帯は計画区域にあるということで、将来、下水道設備が、工事が行われるようになるんですけども、これ、話は随分昔からあるんですが、遅々として進まない状況があるように思います。で、一体、いつごろになればそれが実施されるのか、見通しはいかがですか。

議長（谷村 善彦議員） 川添課長。

建設課長（川添 俊樹君） 下水道の整備工事は基本的に認可区域を中心に整備をします。で、平成22年度において、認可のもう見直しをいたしまして、27年度までの認可区域を確定しております。その中に助政地域は入っておりませんで、27年以降に新たに認可区域をまた5年程度の見通しで接続をしていきますが、その計画の中で検討をすると。で、検討をするにしましても、基本的には、今、「効率のよい、家屋の密集した地域を中心に」という答弁が今日出ておりましたけれども、地域をいろんな角度から検証する手法で、今管渠を布設しておりますので認可区域を設定する場合も非常に、合併浄化槽がいいのか、その効率のいい地域を優先して認可区域に入れていくという手法とりますので、助政地域が次回に入るかどうかというのは、現時点ではまだ検証しておりませんけれども、平成27年度以降新たな認可区域を設定する段階で、そういう、検証しながら検討をして認可区域を増やしていくという、こういう手法をとっていく計画でございます。

議長（谷村 善彦議員） 畠中議員。

議員（4番 畠中 孝議員） わかりましたというのがいいのかどうか、当分実施できないというのがよくわかりましたというふうに言うしかないように考えております。できるだけ早く実施されるようにお願いしたいと思っております。それでは、第2問の質問はこれで終わります。

次は、3つ目の質問に移りますが、答弁は尾崎教育長、お願いいたします。児童の暑さ対策についてお伺いします。本町の小中学校の運動会がまもなく行われます。私は、子供のころ、運動会の当日は朝登校するのに肌寒かったことを思い出します。開催時期も10月ごろ行われていたように思います。近年はほとんど9月、それも前半に行われている、中学校あたりは、次の日曜日にあるんですけども、夏場は以前に比較して真夏日や熱帯夜が増加しており、9月に入っても真夏のような暑い日が多くなっております。ことしの高校野球甲子園大会では、試合開始、試合時間をずらす等、選手の健康面を考慮した運営に改善されていたように感じました。

1点目は、過去の児童の熱中症の実態はどうなっておりますか。2点目は、今後実施時期、時間帯等、運営面で改善の必要があると思われませんが、何か考えておられるか、お尋ねします。

以上、お願いします。

議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。それでは、畠中議員さんの3番目の御質問にお答えいたします。

児童生徒の熱中症対策についての御質問でございますが、まず、第1点目の、過去に児童生徒の熱中症の実態はどうなっているのかということにつきまして、これまで町内各小中学校の学校管理下において、児童生徒の熱中症により病院に搬送されたという報告はありません。熱中症事故発生につきましては、本年7月には、県内の高校において、体育大会中に30数名の生徒が病院に搬送されるという事故が発生しており、熱中症予防対策は運動時の注意事項において重要な課題であると考えております。これまでも、熱中症事故の予防につきましては、各省庁からの通知・通達に加えまして、文部科学省「熱中症を予防しよう」や環境省「熱中症環境保健マニュアル」等を参考にしながら、学校の実態に即した適切な対応に努めてきたところです。暑い季節の運動や作業は涼しい時間帯に行い、運動が長期にわたる場合は小まめに休養させること。汗をかいたときは、屋内外にかかわらず、小ま

めに水分や塩分を補給させること。暑いときは軽装にし、吸収性や通気性のよい服装に心がけるとともに、帽子を着用させる等について指導するとともに、応急手当の研修等を実施したりして、救急体制の確立にも、努めてまいっております。本年も、5月には熱中症による事故防止に加え、熱中症の救急処置や有害紫外線対策について指導してまいったところであります。7月には、熱中症計により指数を日々測定する、熱中症の指数を日々教職員に知らして、注意を喚起する。熱中症環境保健マニュアル等を再確認して、具体的な指導を確認するといった点について、一步踏み込んで指導を行ってまいったところです。

第2点目の、運動会の今後の実施時期や時間帯等、運営面で改善の必要があると思うがという点についてのお尋ねでございますが、実施時期につきましては、10月中旬ごろが適当であるといった意見もいただいておりますが、10月に入ると小中学校とも県レベルの体育大会や文化的行事、研究発表会等が多数実施されており、県内の小中学校が足並みを揃えて行わない限り、実現は、10月中旬ごろの実現は難しいのが実情でございます。時間帯等運営面につきましては、既に指導しております、「屋内外を問わず気温31度以上の環境下では激しい運動は中止、35度以上では運動は原則中止」という運動指針を厳守させておりますし、まいっていきたいと思っております。

また、水分補給や休憩とともに、運動の強度を初め、体力や個人差等にも検証を重ねながら、予防対策に今後とも努めてまいりたいというふうに思っております。以上で終わります。

議長（谷村 善彦議員） 畠中議員。

議員（4番 畠中 孝議員） 時間帯等について、例えば、思い切って7時ごろからの競技を、開会にするのか、まあ、昼1時、2時の一番気温が高くなる場所を避けるということも考えてもいいんじゃないかという気がいたします。その点でいかがでしょうか。

議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

教育長（尾崎 龍彦君） 今、申し上げましたように、今週中学校ありますんで、その場合に、例えば35度というようなことが屋内で起こった場合は、これは時間を、やや間をあけて休憩にするとか、そういった措置は考える、校長、考えておると思いますが、我々もそういった指導はしてまいりたいと思っております。保護者等の御理解得ながら、その辺はしていただけると思いますが、この31度、35度といったことについては十分厳守しながらやっていきたいし、これは、まあ、いわゆる国のマニュアルでもございますので、この辺は守ってまいりたいというふうに思っています。

議長（谷村 善彦議員） 畠中議員。

議員（4番 畠中 孝議員） ちなみに、その35度以上になったということは今までありますか。

議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

教育長（尾崎 龍彦君） ございます。学校へ聞いてみますとあるようです。まだ、朝夕は大変今涼しくなっておりますが、学校によりましては、日当たりの向きにもよりますが、具体的には、まあ、申し上げてもいいんですが、西小学校等については非常に昼は温度が上がるといふふうに校長申しておりますので、それは十分配慮しなさいということによっておりまして、中学校なんかは、特に夏休みは、もう部活動なんか35度ではありませんので、これは、まあ、御存じかと思っておりますが、常に朝夕やらしておりますもんで、運動会についても、そういった、35度になれば、これは時間帯を、下がるまで中止しないといけないというふうに考えております。もう一度、この辺については、また校長のほうにも確認をさせていただきたいと思っております。

議長（谷村 善彦議員） 畠中議員。

議員（4番 畠中 孝議員） 十分に、生徒の健康面に配慮して運営していただきたいと思っております。

以上で私の質問は終わりますが、最後に、このたびの台風12号では、四国から関東にかけて大変な被害をもたらしたことがありますが、特に紀伊半島では想像を絶する雨量により、土砂崩れ、河川の氾濫、道路の崩壊と桁外れの規模の災害が発生しております。3.11の地震・津波とは、また違った形の災害に見舞われたこととなります。新聞では、「深層崩壊」ということも伝えております。

一昨年、7月21日防府市で発生した豪雨による土砂崩れは、生々しく、記憶も新しい出来事ですが、近年の災害の規模は巨大化しており、また、どこにでも起き得る可能性があると思います。対岸の火事として見過ごすことがあってはなりません。町民の安心・安全のためには、想像力を働かして、先手先手に対策を行う必要があります。

2つ目の質問で少し触れたことですが、特に、町内の中央部低地では、未曾有の水害に襲われる心配がありますので、早急に国・県、専門機関に働きかけて対策をとられることを提案いたします。東日本大震災、特に、福島第一原発事故では、「想定外」という言葉を何度も聞きました。実際は、過去の歴史から巨大津波の可能性を指摘した専門家がいたのですが、それに対して、国・東電が有効な対策をとらなかった結果であると言われております。本町では想定外とならないよう早目の対策を提案して、私の質問を終わります。

.....  
議長（谷村 善彦議員） 暫時休憩いたします。時間、一般質問がちょっと1時間以上、12時半ぐらいになると思いますので、中途半端になるので、これで一応午前中は終わらせていただきたいと思います。

午前11時25分休憩

.....  
午後1時00分再開

議長（谷村 善彦議員） それでは、午前に引き続き一般質問を行います。国永美恵子議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 通告をいたしましたとおり、お尋ねをいたします。

朝夕涼しくなってきたのぎやすくなったなと思いましたが、今は大変暑うございますね、庁舎は。それでは、原子力発電所についてお尋ねいたします。1問目も2問目も、6月議会でお伺いしましたことと少し関連があるかと思えます。

福島第一原発の事故から半年近くになりますが、いまだにこの事故の収束見通しが立たない状況にあります。県内の市や町の6月議会で、上関原発建設計画に対して反対や凍結の意見書が可決され、政府のエネルギー政策が批判されております。本町議会でも、上関原子力発電所建設計画は安全性が確立されるまで凍結することの意見書を議決しました。今さら申し上げるまでもなく、原発は一たび事故が起きれば、立地町だけの問題ではないということは明らかです。地域社会の存続も危うくなります。6月議会の御答弁は、「地方自治の原則からして地元上関町が判断されること」でした。上関原発建設計画は、上関町が判断することのお考えに変わりはありませんか、お尋ねをいたします。

伊方原子力発電所に対しては、「県や近隣市町等の広域的に情報収集や対応協議をしていくことが必要」という御答弁でしたが、対応はどのようになりましたか、お尋ねをいたします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） それでは、国永議員さんの質問に対してお答えを申し上げます。

原子力発電所についてのお尋ねであります。議員御指摘のように、福島第一原子力発電所の事故から半年近くがたち、被災地の方々の帰宅時期や工場等の再開時期がいまだ見通しの立たない状況にあり、事故の影響の大きさを改めて認識しているところであります。

お尋ねの上関原子力発電所の建設の考え方につきましては、午前中、石田議員さんの質問にもお答えいたしましたように、基本的な考え方は今も変わっておりません。ただ、国のエネルギー施策の方向性が混迷の度合いを深めているように感じられる今、原子力発電所の立地及び稼働における安全確保につきましては、町民の安心を守る立場として、国及び事業者において、慎重の上に慎重を期して取り組んでいただきたいという思いであります。

次に、伊方原子力発電所に関する情報把握に対する取り組みについては、県や近隣市町等で広域的に情報収集を協議していく必要があるという考えには変わりありません。しかし、伊方原子力発電所の3号機が地元住民の理解が得られないことから再稼働が見送られ、1号機、2号機も半年以内に

定期点検に入ることから、現時点で緊急的に情報収集を協議する局面に至っていないのではないかと判断しております。今後、四国電力がいかに地元住民の方に理解を得られるように取り組んでいけるのか、引き続き、注視してまいりたいと考えております。以上です。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 上関原発建設に対してのお考えは6月議会からお変わりはないというようなお答えと思うんです。それで、午前中もお答えになったが、田布施町の意見書に対しては、「趣旨を尊重する」というお答えだったかと思うんです。それで、6月の議会が議決をした後の新聞記事なんですけど、「長信町長は、議会の意向は尊重し、連携をとりたいと。一方で、上関原発建設については上関町の判断を尊重する」と、こうおっしゃってるんです。新聞記事が間違ってるなら間違ってるとおっしゃってください。ただ、どちらも尊重するということが、非常にわかりにくいし、私は理解に苦しむんです。もし、上関町が今のままで建設ということになりましたときに、田布施町は、議会は、安全性の確立というのを申し上げておりますから、その兼ね合いはどういうふうにお考えになるのか。そここのところの、「どちらも尊重する」という発言が、私は理解できないんですけれども、どういうふうに解釈をいたしたらいいんだらうかと思えます。

それと、もう1点は、いろいろ言われております中で、でも、国は「中止」ということをはっきり言ってないんですね。「難しい」とか「困難」とか、こういうことで、「中止」とは言っていないし、中電も決して「あきらめた、やめる、やめます」という方向にもいっていない。そういう中で、電源立地対策交付金の申請を町長はどうされるおつもりですか。まず、2点お尋ねいたします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 尊重するという事は、あくまでも地方自治の上関町が判断を下されたことに対しては尊重していくのが、同じ地方自治を預かるとる私としては尊重すべきということでありまして、当議会が出されてる意見書に対して、あるいはあれに対しては、やはり議員の皆さんが一同に会して決められたこと、これはやはり私も十分尊重していかなくちゃいけない、これがその上関の件と、その尊重という意味合いを理解できないと言われるんですが、結果あるいは将来どうなるかわからないことに対して、ちょっと憶測で上関はこのまま引き続いてやるかやらないかも私もわかりません。現在、非常に、いろんな新聞等を見ますと、どういうふうになるのかなという不安すら感じてるんですが、これは、また上関町さんが決められたことに対しては尊重していかなくちゃいけない、自分の将来の町の方向性はつくっていかれるだろうという気持ちを持っておりますから。

ただ、今、尊重を、どちらも尊重するという事は、私自身が当たり前のことだなという気持ちでありますし、新聞で、そういう発言をしたことも、新聞は間違っておりません。私が、そういう、たしか記者に対して言ったと思います。ですから、議会がちゃんと、皆さんで決められたことに対しては私もそれをやっぱり尊重していく必要があるし、上関町さんが出されることはやはり同じように上関町さんとしての行政、自治体としての尊重はしていかななくちゃいけない、いうふうに思っております。

それと、もう1点は、交付金の件ですね。交付金の件は、あのまま何にも県のほうからも言いませんし、それぞれ分配を知事が言われていこうが、一切、私どももその後の話については聞いておりませんし、私も、それはあくまでも正式文書として県から送ってきたということであるんで、必ずそれに対しては、県から何らかの回答があるだろうということでは思っております。ですから、やるかやらないかわからない時点で分配だけしたような形になってしまってるという状況の中で、県も判断に困られてるのかな、我々もその県からの回答、正式にいただいた回答に対して、その後の話がなければ対応の仕方はできないということ、これは、2市3町、すべて同じじゃないかなというふうに思います。で、2市3町の首長さんともこの件について話したことはありません。この2点です。もう1点何か言われましたね。

議員（6番 国永美恵子議員） 2点。

町長（長信 正治君） この2点でしたかね。3点で聞いたんですが。

議員（6番 国永美恵子議員） 3点て言いませんでした。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 今、「地方自治」という言葉に町長、触れられたんですけども、「地方自治」というのは住民本位じゃないかと思うんですよ。そりゃあ、上関のことというのも地方自治と町長おっしゃてるも、じゃあ、何かって言うと、田布施町長は田布施町民のほうを向かれるのが、私は地方自治じゃないかなと思うんです。6月議会でやっぱりそのことについて、「田布施町の町長は町民のほうを向いてほしい、みんなの町長だから」というふうに申し上げたと思うんですけど、そこは、じゃあ、本当に自治とは何か、まず長信町長は田布施町民のほうをお向きになるのが地方自治じゃないかなとこのように思うんですよ。ですから、上関のことは上関のことで置いておかれても、住民のほうを向かれるのが地方自治、じゃあ、どちらを優先するかといたら田布施町のほうを優先して尊重はお考えになるべきかなと、こういうふうに思うわけです。

それで、次、交付金ですけども、申請は可能なんじゃないですか、私、申請しなさいと言うてるわけじゃないんです。申請はできるんじゃないですか。それがおりてくるとかおりてこんとかがっているのはまた別問題で、申請ってというのは、もうずっと窓口が開かれてるんじゃないんですか。違いますか。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 今の、上関のほうを向いちよるっちゅうわけじゃありません。私は、あくまでも「地方自治の立場から」という意味で、「上関のことは上関の地方自治として」という意味でありますから、私が田布施町を、決して、向いてないということはありませんし、事実、田布施町の責任持ってやるべきことというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。それと、今、申請ということが出ましたが、あくまでも、これに対しては、以前もちょっと話したかわかりませんが、これは事故の起こる前の話ですが、あくまでも事業等、自治体がちゃんと出さないと、それは、これから先のことはできないというふうに聞いております。当時、2月の、2月だったと思いますが、県のほうから分配については言ってきました。そして、そのときの話は、「6月ごろに」っちゅうことで、事業計画あるいはその分配の予算に対する対応の仕方は、「やりますよ」っちゅうことだったように思います。で、それには到底、今、説明にあったように、申請とかじゃなしに、事業関係を含めた形でっていうことですから、一切、そのことは消えてしまってる状況であろうというふうに思いますから、「申請する」っちゅう状況にないのが本当だろうと思います。いわば、県に対してそういう方向性を出していくということで、うちが直接、国にやるわけじゃありませんが、県はそれを受けて、国に対して多分されるだろうと思いますから、その辺の流れは、私自身も詳しく知らないんですが、そういう流れだというふうに自分は認識しておりましたから、申請のほうは、そういう形でできる状況ではないというふうに、ですから、どこの首長さんもこのことについては一切触れられません、話をしたって触れられません。そういう状況であります。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 上関も田布施町もどちらの意見も尊重されるということになったら、田布施町のほうの意見の尊重を上にしてくださるということで……

町長（長信 正治君） うん、それは、そうですね。

議員（6番 国永美恵子議員） 町長も、まあ、そういうふうにお答えだったと思うんですけど、まあ、でも、それでもやっぱり「原発」というのは事故が起きた、今時点で「脱原発」という声も大きくなっておりますから、それでしたら田布施町の議会も意見を出したように、そのところには町長も沿ってほしいなと思います。その後に上関町が来るんでしたら、まあ、それはそれで私は構わんと思います。で、申請ですけども、その申請を県がしなさいしちやいけませんとかがっているのではなくて、田布施町が今まで準備してらっしゃったと思うんですけど、田布施町が申請をしたら県は一応受けなきゃいけないのかなと思ったんです。でも、決して、申請をしなさいと私、申し上げてるん

じゃないんで、ここは声を大きくして申し上げます。けさほど石田議員もおっしゃった福島のほうの、そういう辞退をするというような実態もあるようにおっしゃってましたし、その、申請しなさいというんじゃ決していないんですけれども、町は、いつもその申請をすれば持って帰んなさいとかっていう状況にはないんじゃないかなという気がした、その、先月ちょっと二井知事がニュースか何かで出ておられて話しておられたんで、こちら側が申請をすれば、それを拒否されるものはないのかなと思っただんです。で、もう、今度、伊方、先ほどおっしゃった、伊方のことなんですけど、6月議会では、何ですか、計画、防災計画や何かにも要らないと、町が県でやらないからやらないというふうにおっしゃってたんですけど。それで、その、さっきも県の、県の近隣市町と広域的ということ、おっしゃったんですけれども、まあ、県は、ちょっと田布施町とは状況が違うと思うんです、条件が違うと思うんですよ。うんと遠い山もあります。田布施町はもう海の上です。伊方から、真っすぐ海の上を何かあったら来るんじゃないかなと思いますし、近隣と連携をとる場合、近隣っていったら上関町も入ると思うんですよ。その上関町ともやっぱりもし伊方ということになったら、連携をとっていかなきゃいけないんじゃないかなという気もいたします。その辺はちょっと心境複雑かなとも思いますけれども。それで、やっぱりこちら側から一步踏み出さないと、今、伊方が今こういう状態だからとおっしゃったけれども、これが決して今すぐとま……、でもとまっても、これから何年もかかるんですよ、廃炉するまでには。そういう、いろいろ考えますと、田布施町の町長が一步踏み出されて県のほうに、伊方のことについてもお話をなさる、そして近隣の町についても町長のほうからお誘いをされたらどうですか。いつまでも放っておいて、まあ、3カ月過ぎて何にもなかったからよかったんですけれども、この3カ月の間にもし何かあったら、いや、これからっていうんじゃ、町長、対応遅いと思いますけど、いかがですか。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 近隣という表現が、非常に近隣は大きく含まれておりますので、一概には言いません。もちろん伊方の関係は山口県全体、東部すべて含んでおるんで、どこまでくみして近隣というかと言われたら、ちょっと私も、上関町はもちろん近隣にも入ること……、あるいは、周南市まで入るのか岩国まで入るかという状況になるうかと思いたしますが、その辺は、上関にこだわらず御判断いただければというふうに思います。

それと、私自身がリーダーとして、その伊方の問題については県に対して話をしたらというお話でございますが、正直言いまして、原子力については国の方向性がまだはっきり見えておりません。伊方の件も、国も多分その辺についてはいろいろと対応して、どうするんだこうするんだというのがあろうと思いますし、本当、けさほどの石田議員さんの質問にもありましたように、新聞紙上が非常に複雑に、どの新聞読んでも、皆、悩むような新聞ばかり出ておりますし、国が最終的にエネルギー等原子力発電所に対して、どういう結論を下してくるかちゅうのをしっかり見極めないと、これは県知事の二井さんも言われてると同じ表現になるかもしれませんが、最終的には、その辺の判断してくれないと、私ども自治体の首長として動ける範囲が限られてしまうというのもあろうと思いますので、その辺を待ちたいなという気を持っております。で、それを逆に、さておいて、知事んとこ行ったりして、その要望をすると、リーダーとして要望するという状況には私自身は今ないというふうに判断しておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。それと、その件ですかね。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 地方自治ってということからすると、その、県だとか国だとかっていうものではないんですよ。田布施町どうなのかっていうのが、多分地方自治の、住民本位ですから、ことなんであって、国とか県から独立した権限っていうのは田布施町にもあるわけですよ。それで、近隣と足並みを揃えないにしても、町長がどういうふうはこの情報をつかみ、万が一に備えるかということはお考えになるべきであるし、郡内だけでも一緒に、そういう、お



集まりのときにお話をされるべきじゃないかなと思ったんですよ。みんな、だれかが言うんじゃないかって待ってましたら、とても話にならない。それと、さっき、御答弁の、ちょっと申請のことを申し上げたんですけど、覚えてらっしゃったら御答弁をお願いいたします。

ですから、ぜひ、町長が率先をして山口市の県庁があるところと田布施町は違うんだよという思いで、県のほうにもいろんな対策はありはしないか、そういう道を探っていただきたいと思います。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 濟いませぬ、何か答えないとイケないなというの1点あった気がするんじゃないかな……、例の、あの申請をとということでありましたが、確かに、県知事がどういふふうに言ったか、私はちょっと記憶ないんですが、この分配があったときに6月をめどにまとめてというような話がありました。で、その後がそういう事態が起きておりますので、我々のところも、この3月以降について、この問題については事業も、もうまずその分配される予算についてということ、まずないだろうという、「ない」という表現は自分がしちゃいけないんですが、難しいだろうし、前へ進むのがいつかわからないだろうからということで、各所管に対しても、今回の予算についてはスタートの関係が、今のところ考えないでいいですよという話をしております。ですから、どの課もその予算的なものは、このことについては一切取り組んでおりませぬ。ですから、そういう状況の中で、県に対して申請も何もできる状況ではございませんので、その辺はわかっていただかなきゃ困ります。そういう状況であります。

それと、リーダーとして県に私から話せ、あるいは近隣の首長さんと話して、その辺をしっかりと言うたらどうかということで、お互いにどの首長さんもその辺は頭の中にあるのかもしれない。じゃけど、まあ、再々会うわけじゃありませんが、お出会いするたびに大変ですと、とにかく東北が大変だ、何とか東北を早く解決してほしい、あるいは福島も早く解決してほしいという話はお互いに出ますが、上関がどうこうなるとかちゅう話は今のところ余り出てきませぬ。多分、それぞれ、上関の事情をわかってらっしゃるから、上関について個人的に触れないほうがいいだろうという、それぞれの首長さんの考えだろうと思います。そのときに、ちょっとその辺の話をリーダーとして行きなさい、国永議員さん言われますが、立場上の難しいところがあるということは理解いただかないと、難しい部分があるということでもありますので、私だけではございません。近隣のすべての首長さんがそういうふうによっぱり感じてられるのかなという思いがいたします。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 交付金の申請をあきらめられたらどうですか。もう、この際「やめる」とおっしゃったらどうですか。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 難しい質問されますんで、ちょっと困るんですが。一斉に県が今の近隣自治体含めて2市3町にやったわけです。で、県の言う最初の話は、「2市3町がとりまとめて6月ごろに」ちゅう話やったんです。ですから、どの首長さんもそのことについては一切触れませぬいね、話を出しても。今の現状をわかれば、そんなことは言わないと。どっかの首長さんが、「うちは辞退します」ちゅうたら、どうなるかということ、皆、頭の中あるんじゃないですか、私もあります。首長さん、どっかの首長さんが一人でも、「うち、辞退するよ」ちゅうて言われたらどうなるかということ、皆、頭の中あると思いますよ。もしか言うんかな、あるいは言わないんかな、全員が揃って協議した上で話をするんかな、その辺はちょっと、御承知のように、小さな金額じゃありません。そして、今の状況を、福島の状況を見たときに、こんな話をここで出して、上関自体がまだ決まってない段階で、そんなことが言えるんかと、おかしなことを言ったら、大変な問題になります。まあ、きょうも新聞者の方もおられますが、何か言うのを多分待ってると思います。そんなもんじゃありません。やはり慎重にこのことは判断していくべきことであって、田布施町だけの、私やったらおまえだけは田布施町だけのことでええじゃない、ほかの自治体のことは考えるなよと言われるんでしたら、ちょ

っと別ですが、私はそうはいきません。やはり、広域的な、一緒のこの地域において、お互いに自治を守っていく、あるいはその地域を守っていくのであれば、やはり連携をとりながら、その辺も同じような対応をしていかないといけないという気がします。そういうふうに、ひとつわかっていただかなきゃ困ります。以上です。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 今日、私、これ1問にしとけばよかったなと思って、前回、ちょっと学校給食まで行かなかったもので、今回はぜひ学校給食までって、もうちょっと30分、25分も使ってしまいましたんで、もうちょっと町長とやりとりしたいんですけども、これでおこうかなと、まあ、町民の安全と引きかえにしなきゃいけないような交付金であれば、もう申請しないほうがいいかなという思いも私の中にあるんです。まあ、とにかく、これはまた機会がありましたらお話ししたいと思います。やりとりしたいと思います。

で、防災についてをお尋ねいたします。9月1日の防災の日には、各地で防災訓練が行われました。東日本大震災を教訓に、大規模地震や津波を想定した訓練を行う、特に、海に面している自治体では、津波に対する訓練に力を入れていたように思われます。6月議会の御答弁から、防災計画の見直しや麻里府小学校では津波に対する避難訓練が行われていることはわかりました。防災計画の見直しや各種災害対応マニュアルの整備が行われておりまして、防災訓練は必要と考えます。訓練は、防災に対する意識を高めることにもつながります。町民参加の防災訓練を行う予定はないでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） それでは、2点目の、本町の防災訓練についての御質問にお答え申し上げます。

9月1日は、防災の日でした。同日に県内で防災訓練や防災イベントを開催された市町はありませんが、広報誌や防災メールでの呼びかけ等が行われました。防災訓練は、各市町で時期・内容もさまざまですが、これから11月にかけての各市町での訓練が予定されております。こうした防災訓練には、市町全域を対象にしたもの、地域を限定した各自治会等と共催で行われる避難訓練、市町や消防等の防災関係機関が行う図上訓練、職員参集訓練の、大きく3種に分類されます。本町では、これまで防災図上訓練、公共施設等の避難訓練、各種イベント等での消火訓練等は行っておりますが、町民参加型の防災訓練は近年実施しておりません。今回の東日本大震災の教訓から、本町でも津波に対する避難訓練は、住民の不安解消のためにも実施の必要があるかと考えており、今後、麻里府・麻郷地区を中心に協議したいと考えております。

まず、津波について、避難場所・避難方法について関係地域の御意見や実情を十分把握し、地域防災計画の見直し、津波・大規模地震に対するマニュアルの策定を急ぎたいと考えております。

以上です。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 島根県では、県と松江市が原子力防災訓練を実施、周辺地域の学校も参加する、こういう原子力に対する訓練も行われてるんです。そうすると、さっきの伊方に戻るんですけど、この伊方も万が一というときには考えておかなきゃいけない、防災訓練も必要かな、でも、なかなか、先ほどの答弁だったらお考えはいただけないのかなと思います。

それで、今、御答弁の中は、ちょっと津波ですとか地震ということだったと思うんですけど、今度の台風の12号、これを見ましたときには、やはり土砂災害、山が崩れる、こういうことがひどい大きな被害を出しておりますし、田布施町、その、山が崩れるといたらもう町内あちこちで崩れたりという、こういう台風が来ましたときには大変なことになるんじゃないかと思うんですよ。で、そのあたりも、今後お考えに入れておいていただきたいと思います。

今まで、3月11日のときからは地震と津波というのがやはり大きな、ポイントというか、そこに

来てたと思うんですけども、この台風は、本当にひどい、台風で村ごと流されて、町長の奥さんと子供さんも行方不明になられたりということもありまして、本当に田布施町の地形を見ましたときには人事ではないなと思いますので、このことも、台風に対してもお考えをいただきたいと思います。しっかりやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 御指摘のとおりであります。2年前のこの田布施地域で、時間雨量70ミリのときに、関戸橋がちょっと決壊しかけたときもやはり痛感したことでありますが、やはり今回の台風も同じように痛感しております。東日本大震災の件で、先般これは議長と雑談したときに、「今、地域住民の皆さんに訓練を申し出たら協力してもらえらるだろうな」ということも、ちょろっと話しました。で、「すぐちゅうわけにはいかないにしても、近々、その辺も、議長さん一緒に議会と協力してやらなきゃいけませんね」という話も議長さんとさせていただいております。2年前の、避難勧告を出したときに、実際には被害が出ませんでした。何人ほど避難されたかな、各消防が全部、自衛の消防団が歩いて、1軒1軒歩いてお願いしたんですが、避難所へ行くよりか災害現地に来られたほうが多かったという状況であります。やはり、訓練というのは、こういうときにちゃんとやっとなかないと、通達が行かんのかなと、本人はわかっててもやはりそういう状況とられる、やはり今回、こういう事件・事故が起きたときに一番いい機会を得てるんだという気持ちを持って、今後、検討してまいりたいとは思っております。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 住民参加の訓練をいたしますときに、学校単位というのが割といいのかなというふうに思いますので、ただ、町全体で、1カ所とってかかっていうとなかなか参加も難しかったり、余り、まあ、いいやと思われる町民の方もいらっしゃるかと思います。地域でっていうふうになりますと、また意識も違ってくるんじゃないかな、学校単位ぐらいがいいかなと私は思いますので、そのことも頭に入れておいていただきたいなと。で、いろいろマニュアルがありますけれども、やっぱり想定外とか予想外というのが必ずあるだろうと思うんですけど、そういうときこそ、やはり訓練をしてきたことが生かされるんじゃないかなと思いますので、そこもお考えをいただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 地域的なことも、その地域地域で、一番、場所の状況に応じて訓練の内容も変わってくるかな、いうふうに思っております。その辺も、雑談の中では話を入れて、相談させていただいております。今後、本当、ただ、お金かけないでぱっとできるもんじゃありませんので、準備万端整えて考えていきたい。それと、想定外ということ、これはもうすべて想定できる範囲内でやっていくんで、それ以外のことが想定外なんで、そこを想定で読めるのであれば想定外にならないんで、できるだけ想定外の起こらないことをやっていかなきゃいけない、それには十分その辺を調査・研究して、想定内の訓練ができるようにしていかなきゃいけないなという思いをしております。

以上です。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） しっかり、住民の意識が高まりますように、町民参加でできたらいいと思います。で、これは終わりました、いよいよ、教育長、済いません、お待たせしました、前は失礼しました。

まず、図書館のほうからお尋ねいたします。図書館についてでございますが、朝日新聞6月4日付に田布施町図書館への本寄贈の記事が載っておりました。記事によりますと、「寄贈図書の見送りについては一般公開を見送る。研究者に限り公開をすることを図書館側で決めた」ということです。まず、この記事の内容が事実なのかということを確認いたします。

次に、以前にも寄贈図書を公開しないことがありましたか。公開しないとする基準は、どのような

事象でしょうか。このたびは周りへの配慮を理由にしておられます。配慮をする心持ちは大切なことと思えますし、必要なことかもしれません。しかし、保有する図書などは原則公開すべきものではないですか、お尋ねをいたします。公開する相手を図書館側が選別する、このことは行き過ぎではないかと思われまます。もう1点は、図書館の中にあります飲み物の自動販売機の件です。自販機が置かれております周辺の敷物が大変汚れておりまして、ひどく汚れが目立つ状態にあります。図書館によっては、入り口に飲食物の持ち込みを禁止する張り紙を出している館もあります。汚れ具合を見ますと、周りにある本などは汚れはしなかったかと心配になります。自販機は置く場所はもちろん、必要性などを考慮し対応すべきではないでしょうか。この点、お尋ねいたします。

議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。それでは、国永議員さんの、3つ目の、図書館についてのお答えをさせていただきます。

第1点は、図書館が寄贈を受けた図書について、一般公開を見送り、研究者に限り公開すると決めたのは事実かとお尋ねでございますが、議員御質問の図書に関しては事実であります。なお、これまで非公開とした寄贈図書はありません。

次に、図書を公開、書架で一般の閲覧に供しない場合の基準でございますが、その一つは、図書に書き込みやマーカー等が引いてないこととしています。これまでも、一般の閲覧に供していた図書であっても、書き込み等が確認され、修復、書き込み修復が困難な場合は一般の閲覧を中止し、書庫に収蔵してきてまいっております。

次に、2つ目は、図書出版後、相当の期間が経過するなど紙の劣化や傷み等が激しい場合も、同じように図書を貴重な資料として長期に保存する必要があると判断した場合は、公開書架での自由な閲覧でなく、書庫での保存をする場合もございます。

今回寄贈を受けた図書については、これらの基準に該当すると判断し、一般の閲覧に供さず、書庫で大切に保存することとしたものです。ただし、閲覧が全く不可能ということではありませんで、申し出がある場合には、閲覧請求の趣旨や理由等により個別に判断させていただくというふうにしております。なお、図書館の保有図書が原則として公開であるというのは当然でありまして、さきに述べましたような公開基準に該当しない限りは、公開書架での公開に努めております。

第2点の、自動販売機の設置についてのお尋ねでございますが、現在、図書館の自動販売機はくつろぎの場を来館者に提供することを目的に、雑誌や新聞等を閲覧できるブラウジングコーナーの一角に設置してございます。コーナーの利用に当たっては、来館者の皆様にマナーの遵守をお願いし、また、汚れ等を見つけた場合は、早急に対処してきましたが、自動販売機の設置以来、相当な年月が経過して販売機周辺の床が汚れていることは、議員御指摘のとおりでございます。今後もこのコーナーを快適に利用していただくために、汚れに強い床材への変更を検討しているところでございます。

雑誌等と自動販売機とを同一コーナーに設置する現在の方式は、平成2年の開設以来の本町独自の取り組みであり、当面継続したいと考えております。自動販売機をこれまでどおり図書館内に設置するか、館の外に設置するか、あるいは雑誌等の閲覧スペースと自動販売機の設置スペースを完全に分離するかについては、いろいろ御意見もあるかと思いますので、他の自治体等の図書館の状況等踏まえながら、今後の検討課題とさせていただければというふうに考えております。以上で終わります。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 自販機のことから、まずお尋ねします。

田布施町のような状況の図書館はなかったように思うんです。平生、柳井、光と見て回りましたが、ああいうところはなかったように思うんです。ただ、最初に、教育長が答弁で、「雑誌とか」っておっしゃったけど、あそこには議事録や何かもあるんですよ、御存じと思うんですが。そういうものも、確かに関心は低いかもしれませんが、議事録とかいうのはぜひ、まあ、議員としては読んでいただきたいなと、皆さんに、思います。で、そういうものが汚れるということと、それから、実際に飲みな

がら、読みながら、まあ、家庭ではよくやることなんですけれども、図書館では、これは許されないんじゃないかなと思うんです。物を食べたり飲んだりしながら、図書館の大事な本を見るというのはないんじゃないかなと思うんですけれど。それで、もう一度、このことは、ぜひお考えいただきたいと、実際に、あのコーナーそのものの、どういいますか、あり方というのを考えていただきたいと思うんですよ。雑誌だけだから、雑誌、新聞だけでも、それは汚れちゃいけないんですけれども、そういう、議事録的なものはやっぱり汚してほしくないなという思いがあります。で、当初、あの図書館が建ったときには、周りに何もなかったんじゃないかなと思うんですよ、お店も。ただ、今は実際にはちょっと行けばお店もあるし、飲み物が欲しいなと思えば飲み物も買えるし、本当に、その中に置く必要が、あの場所に置く必要があるのかなと思うんです。もし、くつろぎとかいうんでしたら、もう、そこからもう撤去するとか、そういうこともお考えいただけないかなと思って、あそこ全体の位置、自販機の位置関係、そのあり方というのを、もう一度考えていただけたらと思います。

で、本に、寄贈図書に戻りますけれども、何で、選別をされるのかなと、基準があって、その基準に合うから、合うっていうか、その基準のとおりで公開にしなかった、けども、一部の人には見せますよということだろうと思うんですよ。私は、それでも、最初はそれでもいいというふうに思ってたんです。いろんなところに配慮をされるのであれば、皆さんの目に触れる書架に並ばなくても、それはそれでもいいと思ってたんです。ただ、申し出ればだれにでも、申し出た人に公開していただけるということなら、倉庫にあっても書庫にあっても、それはいいと思うんですよ。だけど、新聞読みましたら、「研究者に限る」と選別をされてるわけですよね。このことが、厳しい言葉かもしれないけど、そちら側、教育長側のおごりではないかと私思うんです。いろんなものは、やはり原則公開とおっしゃったように原則公開ですから、限る必要がなぜあるのかということなんです。その選別はどうされるんですか。身分証明書でも出されるんですか。身元調査されるんですか。そこ、わからないじゃないですか。なんでそのような選別されるのか、時代劇のお代官様みたいな感じですよ。上に申し出て、あなたはだめというような選別なのかと。これは、大変恐ろしいことじゃないかなと思うんです。いろんなものを見せないところに、一步例をとっていきますと、だんだんそれが広がる。今回のことも、もし新聞に載らなかつたら、この対応も私知りませんでした。なかつたらと思うんです。わからなかつたと思うんです。だけど、こうしたことを目にした以上は、やはりそういう見せないという道に進んではいけない。原則をお守りになるべきじゃないかなと思うんです。私、特に選別をするというのが納得できない。どうでしょうか。

議長（谷村 善彦議員） 教育長。

教育長（尾崎 龍彦君） 先ほども申しあげましたように、2つ。1つは、いわゆる読者あるいは所持者のいろんな思いが、書き込みがあったり、そういう物がありますので、こういう物については、やっぱりこれは余り表に出すべき物じゃない。研究用として御提供いただいている物ですから、そういうことがありますし、結構傷んでるのがありますので、そういう物は、やはりなかなか自由に見てということもなりませんので、ほかの本と同じような取り扱いをしてるということは、さっき申しあげました。

ただ、御存じのように書物については、もうこれは一般の本屋で出た物でございますので、それをあえて隠すような気持ちはございません。ただ、今申しあげましたように、そういう2点において、読者もいろんな、私らも線を引いておる物については、なかなか人に本を貸しにくかったり、そういうことがありますんで、申しあげましたように、そういうことでありまして、基本的に公開していくということに特化しておりますんで、御理解いただけたらと思います。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） それは、全部の本に線引きをしてあったり、書き込みがあったりしたんですか。

議長（谷村 善彦議員） 教育長。

教育長（尾崎 龍彦君） 全部かどうか、かなりの本、ほとんどの本が書き込みとか線が引いてあったように思います。あれだったら、もう1回詳しく調べますが、そういうない物については、それは渡してもいいと思いますが、ある物については、よほどそういったものについて専門にやられるとか、いろんなものの条件がないと、なかなか寄贈を受けた方に対しても申しわけないという感じがありますので、今のようなお答えをさせていただきます。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） ちょっと自販機のこと、少し後で。そういう出せる状況にあるのであれば、出していただきたいんですけど、申しあげましたように、なんでそんなに、何もなくて、書庫にある物を問い合わせがあったら見せるというんだったら、私、納得するんです。だけど、そこに選別、人選をされるのか、一言、一つ加えていらっしゃる。だから、そこが納得いかないんです。

もし、これを一つ、今申しあげましたように、一つこういう道をつくってしまいますと、次から次にこういうことになりはしないかというのを一番恐れてるんです。町民の目をふさいだり、耳をふさいだりすることにつながるかというのが、私が一番恐れてることなんです。ですから、教育長おっしゃるように、そういう公開ということ、原則は公開ならやはり公開してほしいと思います。それを隠そうとすると、隠されるんじゃないんでしょうけども、しまい込もうとすると、何かの、見たいというの、人間の心理の中にありますよね。こういうことになると、一体何だったんだろうかという気持ちも逆に出てくると思うんで、さらりとお置きになったら、そんなに図書館で、なんで公開しないか、なんでかっていうところには行かなかったんじゃないかと思う。

ですから、書庫にしまわれて、その部分については申し出があればというところであれば、私は何ら問題はなかったと思うんです。そこに一つ研究者と、こういう者に限られてるから、納得ができないんです。ですから、そのところは外していただきたい。第一、選べないでしょう。

議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

教育長（尾崎 龍彦君） 新聞は、私も見ましたけど、いわゆる図書館のほうで、ああいうふうに、研究者というふうに言われて書いたでしょうけど、やはり、いわゆるよほどそういったものに、特化した人ということを出たわけで、研究者というだけではございません。「等」というふうなのがあれば、またよかったんでしょうけど、その辺はちょっと、新聞の悪口言うわけでもありませんし、館長のあれもありませんけど、そういうこともあるうというふうに思います。ただ、今申しあげましたように、やっぱり寄贈していただいたということは、田布施にゆかりの問題ですので、いろんなことはあっても、やはり田布施できちとした資料を、やっぱり保存するっていうことは、うちの財産ですから、そういったことについては、だれもしなければやはり田布施がそれをやっていくという、そういういろんな問題が出てこうけど、それはやはりすべきだという思いで受けとめておりますので、そういった大切な資料を、やはり田布施町が未永く保存していきたいという趣旨は、ぜひ議員さんにも御理解いただきたいと思っておりますし、そういった面で公開ということについて、学者だけしか見せないということは考えておりませんし、今申しあげたとおりでございますので、ぜひその重要な資料は田布施に残っているということを御理解いただけたらなというふうに思います。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 私も、本当にそう思います。田布施町にいろいろ配慮したとしても、田布施町にあってしかるべきの本かなと思います。いろんな物が田布施町の図書館に行ったら、田布施に関連したものがあるといっても、これも本当に大事なことだろうと思っておりますので、今、教育長の御答弁聞いておまして、そういうことならまあいいかなと、納得できるかなと、少し思っていました。ですけど、本当に、なかなか私もここでいろいろ申しあげにくいんですけども、本当に大事だと思っております。もう決着はしておりますけれども、それでもこれは本当に大事な問題だと、中身はちょっとあれですけど、思っておりますので、その点はぜひ見たい、読みたい人にはぜひ見せて、読ませてあげてください。

それで、今、教育長がすごくいいことおっしゃったんで、田布施町にとってはということをおっしゃった。受付というか、貸し出しの窓口のところには少女像がありますよね。今もあるかどうかわかりませんが。ああいうのが、どういういきさつであそこにあるかとか、それが一つなんですけど、もう一つは、私、少し前、いつぐらいでしたか、江良碧松「飲んだ水」、これはどこにありますかと窓口で聞いたんです。私の聞き方も悪かったのかもしれませんが、御存じなかった。多分、パートの方がなと思うんです。ですから、今、教育長がおっしゃったように、田布施にゆかりのあるものは、たとえばパートの職員さんであっても、ちょっと説明できるぐらいは欲しいな、そういう対応はしてほしいなと思うんです。少女の像は、教育長、御存じですか、いきさつを。

議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

教育長（尾崎 龍彦君） 館長にも、田布施のゆかりのものはいつも見れるように準備しておいてもらいたいということは、常々言っております。

今言った少女のというのは、ちょっとよくわかりません。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 私も知らなかったんです。図書館に行って、ぱっと見ましたときに、そこに竹本さんというお名前があったんです。この方、竹本ミスズさんって言って麻郷の出身の方なんです。その方がつくられたものだったんです。だから、これも、そういうのも田布施町の出身の方ですよというの、職員の方は認識をしておいていただきたいなと、こういうふうに思います。ですから、多分パートさんが何人かいらっしゃるんですけど、職員体制は、今、どうなっておりますか。

議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

教育長（尾崎 龍彦君） いろいろ特集を組んで、御存じと思いますが、前にいろんな特集を組んで本を集めて、いろんなものを町民の方がわかるようにやってるのは御存じだと思いますが、ぜひそういった田布施にゆかりのあるものはやりたいと思いますし、今、これは本町のほうからも、いろいろ今言われておりますが、やっぱりすべての職員が共有して、同じようにきちっと対応できるような、そういった仕組みとやり方をしようと、町全体で。今、そういうことにかかっておりまして、ぜひ図書館についても、パートさんであっても、いわゆる町民のお答えにすぐ答えられるようにしておるつもりですけど、不十分なところもあるようですので、もう1回そういったものをチェックしてやっていきたいというふうに考えております。当然のことというふうに思っております。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 官報や何かでもそうですけど、役場の官報課どこどこに問い合わせなさいと書いてあって、問い合わせたときに全然答えてもらえなかったら、物すごい嫌な感じがして、なんで知らないんだろうかという気になるんで、ぜひそこにあるいろいろな理解のものについては、職員の方がお答えをいただけるようお願いいたします。

学校給食についてちょっとお尋ねを。NHKのテレビ番組に、「ふるさと給食」というのがあります。10分程度の番組ですけれども、地元の食材を使う各地の学校給食が紹介をされております。地元の人と触れ合い、食材の収穫を行い、ときには生産農家の人と一緒に給食をいただく場面もありました。食材によっては、子供たちの嫌いな物もあるかもしれませんが、自分たちが収穫した喜びもあってか、子供たちは本当にうれしそうに、おいしそうに食べてる姿、これが映し出されておった。学校給食は、学校給食法により、教育の一環として位置づけられております。教育長も、学校給食法が改正され、食育という観点がとらえられるようになった新たな項目が加わり大変喜ばしいと、以前に答弁されております。まさに改正により、学校教育の一環であるという趣旨が、より明確になったと思います。

行政改革委員会等で、すべての分野における事務事業の検討を行ってきており、学校給食業務についても、効率的な運営が求められており、民間委託の検討は避けて通れない課題だということでした。要するに、教育の一環である学校給食を民間委託することにより、経済効果を求めようとするもので

す。教育と経済効果をてんびんにかけた場合には、教育長にはぜひ教育のほうを選んでいただきたいと思えます。私は、今までに、学校給食調理場の民間委託の問題点については、指摘しております。地産・地消も考慮した、安心・安全で豊かな学校給食が求められます。そこで、本町では、食材の地産・地消は、食育の中にどのように生かされておりますか。給食業務の運営方針は、そろそろ結論を出すところではないかと、方向性、どうなったかお尋ねをいたします。

議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

教育長（尾崎 龍彦君） それでは、4番目の学校給食についてお答えをさせていただきます。

まず、食材の地産・地消は、食育の中にどういうふうにかかっているかという御質問ですが、学校における、御存じのように、食育の推進につきましては、平成17年に食育基本法、平成18年に食育推進基本計画が制定されまして、本町でも、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるように、町内小中学校におきまして、積極的に取り組んでいるところでございます。

文部科学省では、栄養教諭制度の円滑な実施を初めとした、食に関する指導の充実に取り組み、また学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るため、より一層の地場産物の活用や米飯給食の充実を進めるよう、指導をいただいております。

田布施町学校給食センターにおける地産・地消につきましては、指標として県教育委員会が実施する地場産食材使用状況調査の、出しておりますが、その結果を見ますと、平成20年度以降は連続して本町は県下第1位となっております、ちなみに平成22年度につきましては、71%の使用率となっております。

本町におきましては、現在、学校栄養士と栄養教諭の2名が、主に食指導に当たっております。これは、1人は加配という形で、特別に田布施町につけていただいているものです。給食センターでは、毎月1回、地場産給食の日を設けて、山口県産または町内産の旬の食材を給食の献立に数多く取り入れております。また、各学校に、野菜や魚介類を携えて、給食時間等に訪れて、また中学校では保健の授業、家庭科の授業に参加して、栄養士等が、食指導や田布施町のすばらしい食材等の利用について伝えておるところでございます。最近では、麻里府漁港の協力によりまして、生きたハモを持参して、児童に見せて歩きましたが、ハモを初めて見る子供や、ハモが田布施でとれることを初めて知った子、ハモを初めて食べたというような子がたくさんいたようで、栄養教諭、いわゆる栄養士ですが、学校栄養士が大変驚いておりまして、私に話してくれました。また、県立田布施農業高等学校の協力により、タケノコの水煮や、さらに地域のイチゴ、イチジクジャム等、多くの食材を提供していただいておりますし、またその他の、いわゆる残飯等の処理につきましても、いろいろ協力をしてやっております。

今後とも、食指導を通して、食事マナーは当然のこと、田布施や県内の旬の食材を知るとともに、郷土の食材のすばらしさや食に関する人々との深いつながり、日本の食文化のすばらしさ、食べ物に対する感謝の気持ちを持ち続けることができるよう、日々の活動に取り組んでいきたいというふうに考えております。

2番目に、給食センター、運営の方向は見えたとの御質問でございますが、給食センターの運営につきましては、平成21年12月議会の議員全員協議会で、1つは学校給食センターの適切な運営及び合理化を推進していくためには、今後民間活力の活用は不可欠である。2つ目に、学校給食センターの民間委託につきましては、学校関係者やPTAとの意見交換を十分確保した上で、検討、協議を進める必要があるということ。3つ目に町の職員の調理員の人事管理上、平成27年度からの実施を一つのめどとすることが適当に思われるといった報告をさせていただきますが、実際に実施に際しましては、今後、議会や学校関係者等の意見を聞きながら、その中身を検討していくとともに、問題点については、意見、見直し等を行うというふうにつけ加えさせていただきますと思えます。

本年度から始まる第5次田布施町総合計画では、効率的な学校給食センターの運営について、民間



委託の導入または直営の継続について関係者とも協議し、今後の方向性を決定するとしております。民間委託という選択肢につきましても、これまで学校給食センター民間委託検討チームで、委託仕様やその効果はかなり把握をしておるところですが、課題や問題点の考え方をまとめていくとなりますし、直営の継続という選択肢につきましても、町職員の調理員が平成27年度、5名、30年度に4名、31年度に3名、33年度に2名と減少してまいりますので、今後、パート調理員での補充対応のみで、将来にわたり給食の安全性と衛生管理が確保できるかという問題を検証していく必要があります。いずれにしても、学校給食センター職員との話し合いも進めながら、できるだけ早く一定の方向を出したいと考えておりますが、まずは本年度中をめどに、直営維持の際の課題となる、1つは今後の給食センターの職員体系、2つ目に調理作業体系の見直し、3つ目に調理員等雇用確保対策を検討することとしております。今後、一定の方向が煮詰まり次第、議会に報告させていただきますので、御意見を賜ればというふうに考えております。以上でございます。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 民間委託の際の請負は、法的な問題ですけど、これは研究されておりますか。これも今からというふうに、前回聞いたときに、そういうふうにおっしゃったと思うんですけども。

それと、決算状況見ますと、町の財政も少しよくなってきているように思うんです。そういうことを考えますと、ぜひ町長、部局に踏ん張って、教育を、大事な学校給食、教育の一環を民間委託しないように、ぜひ踏ん張ってください。その点です。

議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

教育長（尾崎 龍彦君） 法的なものにつきましては、これもなかなか苦労しているところでございまして、県等も御存じだと思いますが、この辺は今、課長も一生懸命やっております、もう少しいただいたら、まだ大丈夫ですということにもなっていないようですし、いわゆるクリアしなければならぬ、非常に今、民間委託についての課題の一つであろうかというふうに思っております。それから、町の大分ということで、頑張れということですので、わかりました、頑張ります。どういう方向になるか、今言うように、いろいろな、両方の観点で、いろいろメリット、デメリットもございますので、絞りつつありますが、またいろいろ御相談させていただきながら、議会等でも御意見いただきながらやりたいというふうに思います。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 時間がないようですので、教育長、ぜひ踏ん張って、頑張っていたきたいと思ひまして、終わらせていただきます。

議長（谷村 善彦議員） 以上で、国永美恵子議員の一般質問を終わります。

これをもって、一般質問を終わります。

日程第5．議案第37号

日程第6．議案第38号

日程第7．議案第39号

日程第8．議案第40号

日程第9．議案第41号

日程第10．議案第42号

日程第11．議案第43号

日程第12．議案第44号

日程第13．議案第45号

日程第14．議案第46号

議長（谷村 善彦議員） 日程第5、議案第37号専決処分の承認についてから、日程第14、議案

第46号田布施町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの10件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。提案理由の説明を求めます。長信町長。

町長（長信 正治君） それでは、本日提出いたしました10議案の概要について、御説明を申し上げます。

議案第37号及び議案38号は、平成23年度税制改正の中で、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が6月30日に公布されたことに伴い、専決処分により、田布施町税条例及び田布施町都市計画税条例の一部改正を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、承認をお願いするものであります。

まず、議案第37号、田布施町税条例の一部を改正する条例についてであります。主な改正点は、寄附金税額控除の対象の見直し及び適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げると共に、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の税額控除制度の創設であります。また、個人住民税等の不正申告及び不申告に係る罰則の見直しを行うとともに、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に関する軽減税率10%の特例措置及び非課税口座内の小額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の適用期限を、それぞれ2年延長することに伴う改正であります。

次に、議案第38号、田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部改正に伴う条文整理であります。

議案第39号は、平成22年度田布施町一般会計及び特別会計5件の歳入歳出決算についてで、さきに監査委員の審査を受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、その意見を付けて議会の認定をお願いするものであります。

決算の概要であります。平成22年度の我が国の経済は、前半はアジア経済の成長や、家電エコポイント制度を初めとした景気刺激対策等により、リーマンショック後の景気後退から持ち直す動きが見られたものの、秋ごろから個人消費や輸出が低迷し、再び景気は足踏み状態となりました。そうした中で、国では平成22年10月に円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策を閣議決定し、地域の活性化を図るため、補正予算において、交付金を創設し、地方自治体に配分することとしました。

同様の交付金は、景気後退が深刻であった平成21年度中にも創設、分配されており、本町において、平成22年度中に執行した交付金による事業には、平成21年度からの繰越事業も含まれておりますが、かねてからの課題であった、地球温暖化対策や公共施設の耐震化、学校図書の整備など、いずれの事業につきましても、大変有効に活用できたと考えております。

また、麻郷小学校の校舎棟及び屋内運動場の改築事業、その他の各小学校の耐震化事業につきましても順調に進み、町内小中学校の耐震化率が大きく向上したことについては、大変喜ばしく思っております。御承知のとおり、東日本大震災では、多くの学校施設、児童・生徒・教職員が甚大な被害を受けました。また、学校施設は、多くの住民の避難場所にもなりました。こうしたことを踏まえても、私といたしましては、継続事業である麻郷小学校の校舎棟改築事業の確実な完了に向けて、引き続き努力していかなくてはならないと考えておるところです。

それでは、一般会計の決算状況について説明いたします。

歳入総額は60億4,358万1,530円で、前年度に比べ3億3,639万803円、5.9%の増であります。また、歳出総額は57億5,093万293円で、前年度に比べ2億2,116万425円、4%の増であります。歳入から歳出を差し引いた形式収支は、2億9,265万1,237円、黒字であります。形式収支から翌年度に繰り越すべき財源1億5,138万2,288円を差し引いた実質収支は1億4,126万8,949円であります。

次に、歳入歳出の主な項目について説明いたします。

町税は16億9,295万円、前年度に比べ540万円、0.3%の減収となりました。内訳では、法人町民税について、企業収益の持ち直しにより、増収となりましたが、個人町民税については、依

然として厳しい雇用情勢が続いており、減収となりました。

地方交付税は、雇用対策・地域資源活用臨時特例債の創設や税収の落ち込み等により、前年度に比べ2億3,045万円の増額となり、またその補てん財源である臨時財政対策債も、前年度に比べ1億2,689万円の増額となりました。

国庫支出金は、定額給付金給付事業の完了等により、2,591万円の減額となりましたが、県支出金につきましては、経済対策のための基金事業や国庫から振りかえとなった延長保育事業等により8,018万円の増額となりました。

繰入金が大幅に減額となっておりますのは、昨年度、減債基金の取り崩しによって実施した公的資金の繰上償還が完了したことによるものです。

続きまして歳出であります。前年度と比べ、総額で2億2,116万円の増となっております。その主な要因は、民生費の子ども手当給付事業や、教育費の麻郷小学校校舎棟・屋内運動場改築事業、小学校耐震補強事業などによるものであります。

なお、平成22年度中に実施した諸事業、行政事務の内容は、お手元に配付しています決算書及び事務執行状況概要等の附属資料のとおりであります。

続きまして、国民健康保険、老人医療、下水道事業、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計であります。その決算状況はそれぞれの決算書のとおりであります。

なお、審査意見書において、監査委員から指摘を受けました事項は、各課に検討させ、改善等を図るように指示しております。

以上、各会計の決算について、慎重な御審議をいただき、認定をお願いいたします。

議案第40号は、田布施町一般会計補正予算であります。

まず、歳入であります。地方特例交付金と普通交付税、繰越金について、数値の確定に伴う補正であります。

県支出金は、緊急雇用創出臨時特例基金事業や集落防災安全施設整備事業等について、事業の追加等により増額補正しております。

財産収入の増額につきましては、中央南地区の土地売却実績による計上であります。

町債は、普通交付税の振りかえである臨時財政対策債の確定により、7,983万7,000円を減額しておりますが、普通交付税と合わせた額では、当初予算に比べ、6,729万7,000円の増額となっております。

次に、歳出ですが、まず総務費は、本年度から来年度にかけて実施する麻郷小学校のグラウンド整備事業に多額の一般財源を要すると見込まれることから、普通交付税の増額や繰越金の計上等により生じた余剰金を、公共施設整備基金に7,000万円、また財政基金につきましても、法令に基づく積み立てを含め9,979万7,000円を計上しております。

農林水産業事業費の増額は、奈良地区の二つ池ため池の水路工事の追加計上等によるものです。

土木費では、下水道事業特別会計へ繰出金を1,900万円増額しております。近年、一般会計の町債残高は縮減傾向にある反面、下水道事業債は増加傾向にあります。下水道事業債の中には、使用料収入の不足補てんや、償還年数で、管渠の耐用年数との不整合を是正するための資本費平準化債がありますが、この借入れが下水道事業債増加の一つの要因となっていることから、今回、余剰金の一部を資本費平準化債の繰り上げ償還に充てることにより、下水道事業債残高を抑制し、町の将来負担の軽減を図ろうとするものであります。なお、御承知のとおり、下水道事業は、独立採算が原則であります。今後とも、下水道事業の経営状況と一般会計の財政状況等を十分考慮し、将来に向けての適切な対応について検討してまいりたいと考えております。

以上により、歳入歳出それぞれ2億1,173万7,000円を増額補正し、予算総額を57億937万6,000円とするものであります。

議案第41号から第43号までは、特別会計に係る補正予算であります。

議案第41号は、田布施町国民健康保険特別会計補正予算であります。

補正内容は、歳入では、確定による繰越金、歳出は、前年度療養給付費の返還金等であります。

議案第42号は、田布施町下水道事業特別会計補正予算であります。これは、先ほど御説明申し上げました下水道事業債の繰り上げ償還実施のための繰入金と公債費の追加補正等であります。

議案第43号は、田布施町介護保険特別会計補正予算であります。補正内容は、前年度精算や介護給付費準備基金への積立金等、所要の補正であります。

議案第44号は、暴力団排除を推進し、町民生活の安全と平穏を確保するため、暴力団排除条例を制定しようとするものであります。

御承知のように、暴力団は、住民の生活や社会経済活動に介入し、資金獲得活動を行い、住民や事業者に大きな脅威となります。そのため、暴力団に対しては、警察の取り締まりに加えて、暴力団を恐れない、暴力団に資金を提供しない、暴力団を利用しないという基本理念のもと、行政、関係団体、町民、事業者等が相互に連携し、一丸となって暴力団排除を推進していくことが極めて重要です。

こうした状況の中、山口県では平成23年4月に山口県暴力団排除条例が施行され、県内の各市町においても、同じく暴力団排除条例を制定し、全県を挙げて暴力団の排除に取り組もうとする気運が高まっています。

本町においても暴力団排除の基本理念を定めるとともに、町、町民等が取り組むべき役割、暴力団の威力の利用禁止等を定め、町を挙げて暴力団の排除に取り組む所存であります。

議案第45号は、田布施町報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例であります。

本案は、本年6月に制定されたスポーツ基本法の施行に伴うもので、このスポーツ基本法は、これまでのスポーツ振興法の全部を改正し、スポーツに関する基本理念、国及び地方公共団体の責務、スポーツ団体の取り組み等を明らかにし、スポーツに関する施策の基本を定める法律となっております。

この中で、体育指導委員の名称が、スポーツ推進委員と見直されたことに伴い、体育指導委員の名称を用いておりました田布施町報酬及び費用弁償条例と、田布施町スポーツセンター条例の2条例について体育指導委員の名称をスポーツ推進委員に改正しようとするものであります。

議案第46号は、田布施町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本年3月11日に発生しました東日本大震災のような自然災害により被災されたときの救済制度としては、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金の3制度が設けられています。

今回の改正は、災害弔慰金を支給する遺族の範囲に関するもので、災害弔慰金は、その支給順が定められており、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順とされています。しかしながら、今回の東日本大震災は、家族ごと大津波に襲われ、御遺族が兄弟姉妹のみというケースが数多く発生いたしました。こうした方は、これまでの規定では災害弔慰金の支給対象者とならないことから、未曾有の大災害の被災状況にかんがみ、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が改正され、平成23年3月11日以降に生じた災害に関して、支給対象となる遺族に、死亡した者の死亡時に同居し、または生計を同じくしていた兄弟姉妹が加えられることとなりました。本案は、この法改正に基づき、支給対象となる遺族の範囲を改正するものであります。

以上、本日御提案いたしました議案10件について、その概要を説明しましたが、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（谷村 善彦議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第37号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第38号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第39号、質疑ありませんか。向井議員。

議員（5番 向井 恒夫議員） 申し上げます。昨日ファックスで、これは動議として、申し上げます。事務局長よりファックスが入りまして、それを見てみますと、今回の提出の町長がお話になっております議案の概要のすべてが書いてあると、その中で、田布施町の歳出歳入の決算、総決算が議題として39号で出ておりますが、この中身は、ここには書いてありませんが、特別会計5会計がここに入っているわけですね、と私は思っております。つまり、一般会計と特会と合わせた議題が議案第39号として上程をされておる、こういうふうに理解しますが、そのとおりですか、間違いはないですか。それをお聞きします。

議長（谷村 善彦議員） 総務課長。

総務課長（東 浩二君） 議案第39号として、議案にも掲げておりますように、一般会計、特別会計含めたものの決算認定ということで、お願いいたしております。

議員（5番 向井 恒夫議員） これは、先ほど休憩中に事務局長から聞いたんですが、実は歳入歳出決算の認定については、この議題は審査特別委員会を立ち上げて、そこでやるんだと、審議をするんだと、こういうお話でございまして、どうやら議長とのコンタクトもとれておるようですが、これは、特別会計5会計が入っていると、それに関係ない議員さん、つまり総務文教委員、経済厚生委員それぞれが、1年間の予算、補正にかかわり合いがないものを、決算のみその会に出ていって審査に加わっていくと。その結果は、やはり採決で議案が終了するということになるわけです。これは、非常に不整合なんです。なぜかという、議案に平素から関係ない議員さんまでが出ていって、この議案にかかわろうとするということ、不整合極まりない。議会の運営委員会で、どういう議論が交わされたんか知りませんが、私は不整合だと思います。

したがって、申し上げることは、結論は一つです。会議規則、うちの会議規則です、第21条で、議案の修正、いわゆる日程の変更ができることになっております。それから、会議規則22条では、その変更が議長の裁量、皆さんへの説明とによってすべてが変更できると、つまり、特会を一般からのけて、特会は特会で別に立てて、議案議事として立てて審議をするというのが、非常に合理的。議員ですからどの議案にも全部頭を突っ込んで協議するということが、否定はいたしません、日ごろから補正には関係のない議員さんが出ていって、ただ決算だけでない特会の決算まで入っている議員とは非常に不整合だと思いますから、この際、議長は、議員に諮って議案の修正、変更を、手続をおやりになるか、あるいはこのまま行くか、その辺の結論を待ちたいというふうに考えますので、動議として私からのお話を申し上げたいです。

以上です。

議長（谷村 善彦議員） ちょっと休憩をお願いいたします。

午後2時31分休憩

午後3時29分再開

議長（谷村 善彦議員） それでは本会議を再開いたします。

議案第39号、その他質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第40号、質疑ありませんか。国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 詳細説明を求めます。予算書の10ページ、先ほど町長のほうで、中央南不動産売り払い収入のところ、中央南というふうにおっしゃったんですけど、この件。それから、次の11ページ総務企画費の補助金のところで、夢プラン実現支援活動事業というもの。それ

からもう1点は、次の13ページに行きまして、総務費の県議会議員選挙費の中の選挙備品、この3点の詳細説明を求めます。

議長（谷村 善彦議員） 東総務課長。

総務課長（東 浩二君） まず、歳入のほうでございますが、10ページの不動産売り払い収入で、土地の売り払い1,135万1,000円でございますが、これは中央南、2つまだ残っておりますが、1区画ほど希望がございましたので、交渉を続けていきました結果、5月18日に契約をさせていただいて、お金が7月の15日にお支払いをしていただいて、売り払いが成立したということで、中央南の7の12番、258.02平米分でございます。ですから、あと中央南が1区画県道沿いは残っておるということでございます。

それと、選挙費についてでございますが、備品の関係でございますが、各投票所へのスロープ、お体が不自由な方もたくさんいらっしゃいますので、各投票所の状態にあったスロープのほうを購入するというのと、あと各投票所のいろんな掲示備品ということで、不足してる物の購入ということでございます。

議長（谷村 善彦議員） 猪股課長。

企画財政課長（猪股 勝美君） 補正予算書の11ページの夢プラン実現活動支援事業について御説明申し上げます。これは、小行司地域は、今、大豆を大分作ってやっています。ただ、小行司自体で、大豆を処理していないということで、小行司健康グループが小行司でみそづくりをしたいということで、県の「夢プラン実現型」という事業に乗って進めていかれる、そのためにはみそづくりのための加工施設の整備資金に、県が3分の1、県の補助金については直接その団体のほうに補助されます。町が3分の1、また団体のほうが3分の1の負担の割合で、事業を進められるものでございます。

議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） その売り払い、あと1区画残ってるということですけども、それは努力をしてらっしゃいますか。

議長（谷村 善彦議員） 東総務課長。

総務課長（東 浩二君） ホームページにも載せておりますし、また問い合わせがありましたら、御紹介のほうはしておりますが、少し面積が少ないということで、御希望のほうに沿わないということが重なっておりますが、今後とも御案内のほうはしていきたいと思っております。

議長（谷村 善彦議員） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第41号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第42号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第43号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第44号、質疑ありませんか。国永議員。

議員（6番 国永美恵子議員） 7条のところでお尋ねしたいんですが、町民等に対する支援というところで、どこの課が対応されるのか、どういう体制をとって、どのように対応されるのかわかりましたらお答えをいただきたい。

議長（谷村 善彦議員） 東課長。

総務課長（東 浩二君） これは、山口県警を中心にいたしまして、暴力団排除を全県的に行おうということでございまして、いろんな警察のほうの考え方があるわけですが、この条項につきましては、書いてあるとおり、情報提供なり、やはり暴力団事務所が実際にできたりしておる下関とか、その辺につきましては、やはり暴力団の排除なり、また構成員だったものを社会復帰等、いろんなその地域を挙げて取り組むということで、どうしても町民の方、事業所へも情報提供なり、一緒に対策をしようということで、いろんな活動について支援を行政のほうでも行ってくださいということでございます。以上でございます。

議長（谷村 善彦議員） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第45号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第46号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。議案第39号については、12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、付託したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 異議なしと認めます。したがって、本件については、12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

それでは、決算審査特別委員会を直ちに開催し、委員長、副委員長の互選をお願いしたいと思います。

ここで暫時休憩をいたします。休憩中に委員長、副委員長の互選をお願いします。控室のほうにすぐ移動してよろしくをお願いします。

午後3時37分休憩

午後3時46分再開

議長（谷村 善彦議員） それでは、休憩を取り消しまして、本会議を再開いたします。

先ほど、休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長に石田修一議員、副委員長に清神 清議員が互選されました。委員長、副委員長、恐れ入りますが、前のほうにお願いします。それでは、決算審査特別委員会委員長のごあいさつをお願いいたします。

議員（12番 石田 修一議員） 今、議長のほうから報告ございましたように、決算審査特別委員会の委員長を拝命いたしました石田でございます。副委員長の清神議員と2人力を合わせ、皆さんもまた御協力をいただき、重責を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。（拍手）

議長（谷村 善彦議員） 以上で、決算審査特別委員会委員長のごあいさつを終わります。

次に、議案第37号及び議案第38号並びに議案第40号から議案第46号までの9件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

議長（谷村 善彦議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。これで散会いたします。

（ベル）

午後3時48分散会



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

議事日程(第2号)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第37号  
専決処分の承認について(田布施町税条例の一部を改正する条例)  
(委員長報告)
- 日程第3 議案第38号  
専決処分の承認について(田布施町都市計画税の一部を改正する条例)  
(委員長報告)
- 日程第4 議案第39号  
平成22年度田布施町歳入歳出決算の認定について(委員長報告)
- 日程第5 議案第40号  
平成23年度田布施町一般会計補正予算(第3号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第6 議案第41号  
平成23年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第7 議案第42号  
平成23年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第8 議案第43号  
平成23年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第9 議案第44号  
田布施町暴力団排除条例(委員長報告)
- 日程第10 議案第45号  
田布施町報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第11 議案第46号  
田布施町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
(委員長報告)
- 日程第12 議案第47号  
教育委員会委員の任命について
- 日程第13 議員提出議案第1号  
離島振興法の改正・延長を求める意見書
- 日程第14 閉会中の継続調査について
- 日程第15 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 議案第 37号  
専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）  
（委員長報告）  
日程第 3 議案第 38号  
専決処分の承認について（田布施町都市計画税の一部を改正する条例）  
（委員長報告）  
日程第 4 議案第 39号  
平成 22 年度田布施町歳入歳出決算の認定について（委員長報告）  
日程第 5 議案第 40号  
平成 23 年度田布施町一般会計補正予算（第 3 号）議定について  
（委員長報告）  
日程第 6 議案第 41号  
平成 23 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について  
（委員長報告）  
日程第 7 議案第 42号  
平成 23 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について  
（委員長報告）  
日程第 8 議案第 43号  
平成 23 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について  
（委員長報告）  
日程第 9 議案第 44号  
田布施町暴力団排除条例（委員長報告）  
日程第 10 議案第 45号  
田布施町報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例（委員長報告）  
日程第 11 議案第 46号  
田布施町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
（委員長報告）  
日程第 12 議案第 47号  
教育委員会委員の任命について  
日程第 13 議員提出議案第 1 号  
離島振興法の改正・延長を求める意見書  
日程第 14 閉会中の継続調査について  
日程第 15 議員派遣について

---

出席議員（13名）

1 番	林山 健二議員	2 番	西本 敦夫議員
3 番	藤山 巖議員	4 番	畠中 孝議員
5 番	向井 恒夫議員	6 番	国永美恵子議員
7 番	高川 喜彦議員	8 番	清神 清議員
9 番	木本 睦博議員	10 番	河内 賀寿議員

1 1 番 岡崎南海子議員  
1 3 番 谷村 善彦議員

1 2 番 石田 修一議員

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 中田 正美君  
書記 山本 清治君  
書記 岸井 孝之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	富田 辰也君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務課長	東 浩二君
企画財政課長	猪股 勝美君	税務課長	西本 浩二君
町民福祉課長	田縁 和明君	建設課長	川添 俊樹君
経済課長	落合 祥二君	健康保険課長	重森 陽君
学校教育課長補佐	水田 貴之君	社会教育課長	岡本 憲一君
会計室長	西本 重貴君	収納対策室長	藤井 正彦君
給食センター所長	中野 哲朗君		

午前9時00分開議

(ベル)

議長(谷村 善彦議員) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

議長(谷村 善彦議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、岡崎南海子議員、石田修一議員を指名します。

日程第 2 . 議案第 3 7 号

日程第 3 . 議案第 3 8 号

日程第 4 . 議案第 3 9 号

日程第 5 . 議案第 4 0 号

日程第 6 . 議案第 4 1 号

日程第 7 . 議案第 4 2 号

日程第 8 . 議案第 4 3 号

日程第 9 . 議案第 4 4 号

日程第 1 0 . 議案第 4 5 号

日程第 1 1 . 議案第 4 6 号

議長（谷村 善彦議員） 日程第 2、議案第 3 7 号専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）から日程第 1 1、議案第 4 6 号田布施町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例まで、10 件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。石田決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長（石田 修一議員） おはようございます。平成 2 3 年 9 月議会での本会議での決算審査特別委員会委員長の報告をいたします。

去る 9 月 8 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 3 9 号について、9 月 1 2 日に審査を行いましたので、その経過と結果について報告申し上げます。

議案について執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおりいずれも賛成多数で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

議長（谷村 善彦議員） 次に、石田総務文教委員長。

総務文教委員長（石田 修一議員） 総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る 9 月 8 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 3 7 号、議案第 3 8 号、議案第 4 0 号、議案第 4 4 号及び議案第 4 5 号の議案 5 件について、9 月 1 5 日に審査を行いましたので、その経過と結果について報告申し上げます。

議案 5 件については執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第 3 7 号及び議案第 3 8 号については全会一致で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

また、議案第 4 0 号、議案第 4 4 号及び議案第 4 5 号につきましては、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

議長（谷村 善彦議員） 次に、清神経済厚生委員長。

経済厚生委員長（清神 清議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る 9 月 8 日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案第 4 1 号、議案第 4 2 号、議案第 4 3 号及び議案第 4 6 号の議案 4 件について、9 月 1 4 日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案 4 件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第 4 1 号、議案第 4 2 号、議案第 4 3 号及び議案第 4 6 号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、本委員会の報告といたします。

議長（谷村 善彦議員） これから各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑はなしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。議案第37号から議案第46号まで、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号専決処分の承認について（田布施町条例の一部を改正する条例）及び議案第38号専決処分の承認について（田布施町都市計画税の一部を改正する条例）の2件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、議案第37号及び議案第38号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第39号平成22年度田布施町歳入歳出決算の認定についてを採決します。

議案第39号に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（谷村 善彦議員） 起立多数です。したがって、議案第39号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第40号平成23年度田布施町一般会計補正予算（第3号）議定についてから議案第43号平成23年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定についてまで、4件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、議案第40号から43号まで4件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号田布施町暴力団排除条例についてを採決します。

議案第44号に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号田布施町報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例及び議案第46号田布施町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、議案第45号及び議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

#### 日程第12．議案第47号

議長（谷村 善彦議員） 日程第12、議案第47号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。提案理由の説明を求めます。長信町長。

町長（長信 正治君） それでは、議案第47号は、教育委員会委員の任命についてであります。

本案は、金長広典氏の任期が、本年9月30日をもって満了することに伴いまして、引き続き同氏

を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

同氏は人格、識見にすぐれ、昭和59年3月から人権擁護委員として、さらに平成11年10月から教育委員会委員として勤められ、平成13年10月からは教育委員会委員長として活躍されてきました。その業績は極めて高い評価が寄せられているところであり、最適任と考え、提案するものでございます。

慎重なる御審議を賜り、同意いただきますよう、お願い申し上げまして、提案理由といたします。議長（谷村 善彦議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第47号、質疑はありませんか。岡崎議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） お尋ねします。金長氏は、今まで何年このお役目をされておられましたでしょうか。お尋ねします。済いません、わかりました。10年以上されて、私も実は麻郷にいて、ずっと触れ合いがあったので、そのために質問する気になりました。これを一番聞きたいんですが、いわゆる政教分離との関係をどう思われますか。お願いします。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 政教分離というのは、教育と宗教にかかわる分離でございます。ご指摘のとおり、別に宗教が教育に影響を及ぼすような、関係ないという判断のもとでございますので、私の意見としてはそういうことであります。

議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） よく裁判所の判決でありますけど、地鎮祭をするときに、神社の神主さんが来て地鎮祭をしたときに、それが政教分離違反だというようなことが、新聞記事に載っています。金長氏は、もちろん神主さんなんですけど、私の見解からすると、政治に宗教が関与してるという印象を受けます。町長はそういう印象は受けておられないんですけれども、でも、厳密に考えると、やはり神社というのは一つの宗教と思うんです。だからよく、やっぱりよその町でも、あんまり神主さんがこういう役についてるところはないわけです。しかも、すごく長いんです、この人。それを考えたときに、普通の人にかえたほうがいいんじゃないかなと思うんでお聞きしてみたんですが、もう一度政教分離の立場から、厳密に神社を宗教と考えられないか考えられるか、もう一度教えてください。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） 政治と教育という立場で、今、宗教と教育という立場で言われたんだらうと思いますが、あくまでも人格、その人の考えられている人格であって、それは私は、同氏はしっかりとした人格者であり、宗教とはかかわらない立派な教育関係を教えていただいているという認識を持っておりますから、別に、私自身は大丈夫だと、間違いはないという認識を持っております。

議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） 今のお返事はこう解釈していいでしょうか。御自身の職業は神主ではあるけれども、教育委員としてのお仕事の場面では、その宗教性を全く出さないからいいと思うと、そういうお話で、答弁でいいでしょうか。

議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

町長（長信 正治君） そういうことであります。

議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） 私、もう20何年接触があるわけですけども、長信町長のそういう見解は少し違うと思います。金長氏のそういう人権相談委員とか、いろいろ役をされてるわけですけども、そういう場面での仕事ぶりを見ますと、ああやっぱりこの人神主さんなんだなという印象があるわけです。そういう印象がなければ、私もこのたび質問をしなかったわけなんです。やっぱりこの人神主さんなんだな、職業柄っていうものが出るんだなという印象があるわけです。そうしたとき

に、子供にとっても強い影響を与える仕事ですから、本当に厳密に慎重に対応してほしいと、教育はすべての源という言葉がありますけれども、ほかのお役とまた格段の差で慎重に対応してほしいと思うわけです。これは余談ですけども、神主さんというのは、昔は自然崇拜、自然に神様がいるというものを、お祭りするお役目として。

議長（谷村 善彦議員） 質問だけにしてください。

議員（11番 岡崎南海子議員） 濟いませんでした。じゃあ、町長の見解はそうだということで、わかりました。よろしくお願いします。

議長（谷村 善彦議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第47号は、会議規則第39号第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行いません。議案第47号、討論ありませんか。岡崎議員。

議員（11番 岡崎南海子議員） では、反対意見の討論をさせていただきます。

先ほどの続きになりますが、一つ、町長は神主という立場を離れてこういうお仕事に携わってるから心配ないというお返事でしたが、私はもう20年余りのおつき合いの中で、よきにつけあしきにつけ、神主さんだなんて思ってとても困ったこともあります。そういう流れの中で、政教分離というのはこういう意味だったんだというふうに学ばせていただきました。何度も言いますが、教育はすべての源、とにかく石橋をたたいて渡って間違いはありません。ですから、私はくれぐれも普通の民間の方を教育委員長にしてほしいと願います。

さっきの続きになりますが、実は私の個人的なことですが、人権相談に通ってるときに、田布施町人権相談が、ストレートには言いにくいですが、親切でなかったのが、やわらかく言いましたが、本当、私にとっては差し迫ったほどの困るような状況でしたので、3年間通って我慢をしてたんですが、とうとうよその町の人権相談に行くようになりました。よその町、周辺の3つの町に通うようになりました。今も通っています。ところが、よその町に行き始めると、急に態度が親切に変わりました。そういう体験もあるものですから、神官だから、神主だからいけないというだけの理由でなく、プラスアルファの要素があるものですから、これは教育関係者には、ほかのお役目におられていいですけど、どうしても教育関係者にだけはついていてほしくないと思ったわけです。

もともと神社というのは、自然崇拜の祭りごとをするときのお役目として神社というのはありまして、今でも畑、田んぼづくりの中で、農業の節目、節目に神社がお祭りを主催しています。だからそれは、とても住民にとっては意味のある事なんですけども、真実、その後日本の神社は政治的に随分利用されてきたいきさつがあります。普通の自然崇拜の鎮守の神様というイメージとは、日本の場合は全く違うわけです。だからこそ、子供を扱う教育の場面においては、慎重でなくてはならないと思ってるわけです。普通は鎮守の森の神様であれば、それはむしろ大歓迎するものなんですけれども、日本の場合は神社は、皆さん御存じだと思いますけれども、とっても政治的に利用されてきたいきさつがあるんです。ですから、それもあります。体験もありますが、そのいきさつもありますので、とにかく石橋をたたいて渡ってほしいと、私は願います。どうぞよろしくお願いします。

なお、重ねて言いますが、神主であるためにありがたかった、人柄的にありがたかった場面、困った場面、両面あることをお知らせします。困った場面だけではなかったです。さすが神主さん、鎮守の森の神様だなどというふうに親切に守ってくださったこともあります。それだけは誤解のないようにお知らせします。



けれども、こういう公に携わる立場の人というのは、そういう感情的なものを許されないわけです。とにかく厳しく考え、それで結果がよければ、ああよかったなというだけのことなんですから、もっともっと厳密に考えてもらいたいと思います。ありがとうございます。

議長（谷村 善彦議員） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） それでは、討論なしと認めます。

これから議案第47号教育委員会委員の任命についてを採決します。

議員（6番 国永美恵子議員） 議長。

議長（谷村 善彦議員） はい。

議員（6番 国永美恵子議員） 思うところございまして、採決に加わりません。退席をいたします。

〔6番 国永美恵子議員退席〕

議員（11番 岡崎南海子議員） 済いません、私も反対ですので、退席していいでしょうか。私は否決したいほうなので、退席していいでしょうか。

議長（谷村 善彦議員） 反対は反対でそこにいてもらうといい。

議員（11番 岡崎南海子議員） わかりました、済いません。

議長（谷村 善彦議員） 本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（谷村 善彦議員） 起立多数です。したがって、議案第47号は同意することに決定しました。

〔6番 国永美恵子議員着席〕

#### 日程第13．議員提出議案第1号

議長（谷村 善彦議員） 日程第13、議員提出議案第1号離島振興法の改正・延長を求める意見書を議題とします。

議案の朗読は省略します。提案理由についてはお手元の議案書に明記してありますので、会議規則第39条第3項の規定により省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 異議なしと認めます。したがって、提案理由の説明は省略されました。

これから質疑を行います。議員提出議案第1号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議員提出議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行いません。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議員提出議案第1号離島振興法の改正・延長を求める意見書を採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま議決されました議員提出議案第1号について、その字句、その他の整理を

要するものについては、会議規則第45条により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては議長に委任されました。

#### 日程第14．閉会中の継続調査について

議長（谷村 善彦議員） 日程第14、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教委員長及び経済厚生委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### 日程第15．議員派遣について

議長（谷村 善彦議員） 日程第15、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第121条の規定により、お手元に配付しました議員派遣についてのとおり、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり議員派遣をすることに決定します。

お諮りします。ただいま議員派遣は決定されましたが、後日、日程等の変更がある場合は、変更の決定について議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷村 善彦議員） 異議なしと認めます。よって、日程等の変更の決定は、議長に委任されました。

議長（谷村 善彦議員） これで本日の日程は、全部終了しました。

以上で会議を閉じます。

平成23年第5回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前9時31分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員